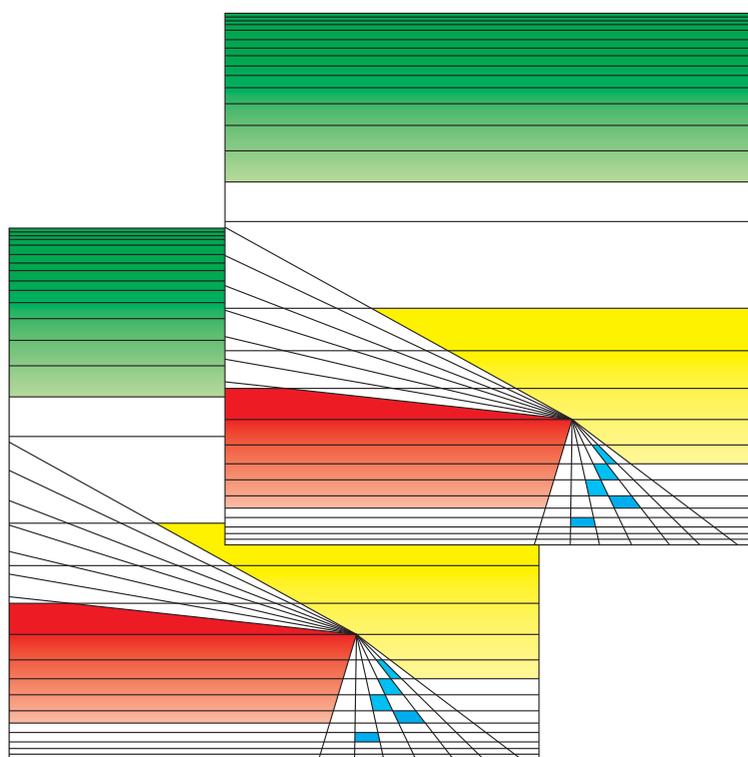


133

2019.7

自治権

# いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター



## もくじ CONTENTS

2019年度政府予算と地方財政学習会

2019年度自治体予算

菅原 敏夫（公益財団法人地方自治総合研究所委嘱研究員） ..... 1

【資料】

茨城県

平成31年度茨城県当初予算案 ..... 51

平成31年度当初予算案参考資料 ..... 57

総務省

平成31年度地方財政対策のポイント ..... 83

平成31年度地方財政対策の概要 ..... 85



2019年3月2日開催  
2019年度政府予算と地方財政学習会

# 2019年度自治体予算

公益財団法人地方自治総合研究所（委嘱） 菅原敏夫

## 目次

1. 茨城県の自治体予算	2
2. はじめに	9
3. 2019年度地方財政対策	12
4. 論点の整理 2019年度予算 大臣折衝を材料として	16
5. 財源不足額の縮小	17
6. 幼保無償化	18
7. Society5.0	21
8. 森林環境譲与税と下水道事業	26
9. 1月25日財政課長会議	28
10. 予算編成上の留意事項	30

# 1. 茨城県の自治体予算

地方財政を学ぶ、あるいはこの時期に国の予算・地財計画を学ぶということの肝心の理由は、自分の自治体、地域の自治体の財政・予算、したがって、政治・政策の財政上の意味と裏付けを理解するという以外には存在しない。後で出てくる「地財対策」、「地財計画」というものは全自治体を総計した時の架空の財政であり、具体的な自治体の予算理解に繋がらなければ勉強のための勉強、抽象的な勉強に終わってしまうであろう。

まず手がかりとして、茨城県の19年度予算案についてどのような論点があり、その論点が全国の地方財政対策とどのように繋がっているかを見ておくことにしよう。

大井川知事は2月20日の定例記者会見で、茨城県の19年度予算案を発表した。この記者会見は動画像も速記録も公開されている。これもあとで見るように、こうした記者会見は知事による論点提示と、記者による批判的検証という役割を担っている。そうした機能が果たされているかどうかについても見ていかなければならない。記者会見の様様をごくかいつまんで記しておこう。

速記録は次のように伝えている。

## 【平成31年度茨城県当初予算案について】

毎日（幹事社）：幹事社の毎日新聞です。よろしくお願ひします。

本日は、知事から予算等に関する発表事項があるということですので、よろしくお願ひします。

知事：それでは、茨城県の平成31年度当初予算案について、スライドを使いながらご説明させていただきます。

まず、予算編成の基本方針でございますが、総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、4つのチャレンジを推進するという基本的な枠組みに変更はございません。

その中で、平成31年度は、これまでにまいた種から出た芽を大きく育てる年、施策の効果をきめ細かく分析し、必要に応じて、内容の見直しや新たな取組を実施していくという考え方で、「新しい茨城づくり」への挑戦を加速させる予算編成という方針のもとに組ませていただきました。

一般会計の予算額ですが、1兆1,357億1,300万円ということで、対前年度比2.2%増、東日本大震災の関連部分を除きますと3.2%増ということになります。

大きな4つの柱のもとに概要を説明させていただきます。

まず、「新しい豊かさ」へのチャレンジでございます。

これまで、全国のトップレベルの本社機能誘致補助制度を創設し、7件を補助対象として決定させていただきました。非常に順調な成果が出てきたものと考えています。

そのほか、農業においても、100ヘクタール超の水稲経営体を育成するというところで、当初3地区だったものを5地区に拡充し、取組を進めております。こちらも非常に順調に進んでいるものと考えています。

それらに加えて、来るべき人材不足と外国人材の活用という時代を見据え、県内の人手不足解消に向け、外国人材確保に向けた新しい政策に着手する予定です。外国人材と県内企業との橋渡しや、あるいは、外国人材に今後日本の中で茨城が選ばれるか、そういう環境づくりを実施するための事業を計上させていただきました。

そのほか、本県の農産物をトップブランドに育成するため、選択と集中ということで、来年度、梨の「恵水」と豚肉の「常陸の輝き」を選んで、これらを全国のトップブランドに育成するための事業を試みます。これにより、成功体験をつくることによって、他の品目に横展開していくということを狙っているものです。

県北地域に付加価値の高い有機農業の大規模モデル団地を整備するというのもこの「豊かさへのチャレンジ」の中で検討しています。この後、県北振興策というお話もさせていただきますが、その中でも位置づけられるもので、県北地域で付加価値の高い産業をつくっていくため、モデル団地の整備、あるいは生産技術の向上を支援しながら、有機農業という付加価値の高い農業を県北で大規模に進めていく準備をしていきたいと思っています。

その他、昨年発表いたしました宇宙ビジネス創造拠点プロジェクトのさらなる拡充、さらには、インキュベーション施設を充実することによるつくば周辺でのベンチャー企業の誘致活動の拡充、それから、ターゲットを絞り込んで、県産品の海外への販路拡大、アメリカ、その他への拡大、そういうことも進めていく予定です。

次に、「新しい安心安全」へのチャレンジです。

これについては、医療問題、医師不足問題を最重点課題と位置づけました。最優先の病院診療科ということで、これまで、必要医師に17名を選定して重点対策を講じてきたところですが、これまでに4名の医師を確保することができましたが、さらにこの事業を進める必要があると考えています。

さらに、がん患者の療養生活、社会生活などをサポートするためのウィッグ購入等の支援は引き続き実施していく予定でございます。

それに加えて、昨年の県議会で表明させていただきましたが、来年度、精神障害者に係る医療費助成の対象を拡充します。精神障害者の保健福祉手帳1級の保持者も新たにこの助成の対象ということにさせていただきます。

それから、地域のことは地域で解決する新たな「茨城助け合い運動」の展開ということでございます。(私が知事)就任当初に、目的意識のはっきりしない細かな

補助金ということで廃止したNPO支援等の補助金でございますが、今回はしっかりとした地域課題の取組を選定し、活動経費についても、複数年かつ100%補助することによってモラルハザードが起きないように、自分たちにも負担をしてもらうという形にして、しっかりとした事業として根づくような形で、茨城の中での共助の機運を盛り上げていければと考えています。

次が、ソフト・ハードを組み合わせた「治水・浸水被害対策」です。災害が今までの想定を超えるような規模に進んでいる事態が非常に多発しております。そのため、災害を防止するための堤防等の施設整備の重点的な推進はもちろんです。さらに減災の観点から、インフラに頼らずに、インフラ以外にもソフト的な対応ということで、マイマップやマイ・タイムラインの作成を、特に被害が想定される地域、緊急性が想定されている地域に、県自ら市町村と一緒に推し進めることによって、いざというときの備えを万全にしていく事業を推進いたします。

そのほか、県立高校に医学部コースを設置するための予算、それから、ICTの活用による遠隔医療の推進の予算も引き続き計上させていただきます。次に、「新しい人財育成」へのチャレンジです。

今年度、中高生80名に、トップレベルの英語、プログラミングの学習の機会を提供する事業を始めたところでございますが、次世代グローバルリーダーの育成事業、プログラミングエキスパート育成事業、それぞれ非常に優秀な生徒が出てくる、あるいは、全国的な規模の大会に出場するという形で成果が少しずつ見えてきているところでございます。これも引き続き推進していきます。

その他、子どもが入院した場合の医療費助成の対象を高校3年生まで拡大していくことは引き続き行っていますが、来年度、さらに少子化対策のために、多子世帯の子育て支援の充実・拡充を行いたいと考えております。第3子以降、3歳未満の保育料について、所得制限を撤廃して、完全な無償化を実施できればと考えております。

その他、中高一貫教育校を各地域に設置し、県立学校での学びの質を向上させたいと思います。高校受験が無い中高一貫校の実施は、既に日立、並木、古河等で実施されているわけですが、それぞれ非常に良好な結果が出てきております。それを踏まえて、スピーディーな形で、今後、2020年度以降、中高一貫校を10校ほど県内に設置していきたいと考えております。それによって、教育の質を、3年ごとに受験に迫られるのではなく、より豊かな教育、より社会に役に立つ人財を育成する、そういう学びの質の向上を実現したいと考えております。

3つ目が、子どもたちが変化の激しい時代を生き抜く力を養成することということで、今年度からも少し始めておりますが、高校生が自らの課題を発見し、解決していくようなプログラムを推進していきたいということで、「IBARAKI ドリームパス事業」を来年度から本格的に実施していきます。

その他、いじめが非常に社会の大きな問題となっています。SNSの相談窓口を活用する方法について、実証研究を来年度実施したいと考えています。

本県の外国人児童生徒も、多国籍化し、人数も増えてきているということで、さらに将来、外国からいらした方々との共生ということも踏まえて、そういう児童に対する日本語指導体制の整備も、来年度、強化をして実施していきたいと考えています。

次に、「新しい夢・希望へのチャレンジ」でございます。

バーチャルユーチューバーの「茨ひより」を活用したり、いばキラTVチャンネルで登録者が2万人増加するなど、PRのいろいろな工夫によって成果を上げてきました。さらには、アンテナショップ「イバラキセンス」をオープンさせて、茨城の農作物をはじめとしたいろいろな商品のイメージを変えることも努力してきたところでございます。

さらに、それに加えて、来年度、第74回国民体育大会、それから、第19回全国障害者スポーツ大会の開催にあわせて、全国初の都道府県対抗eスポーツ大会を開催するための費用を計上させていただきました。

それに加えて、石岡にあります県のフラワーパークですが、ここを国営ひたち海浜公園のネモフィラに並ぶ「花の聖地」という形で、民間企業のアイデア、経営感覚を十二分に活用しながら、大規模なリニューアル改修をしていきたいと考えています。

それから、アクアワールド大洗を夜型観光の牽引役に資するために、夜の生き物の生態等を展示するなど、夜間でも楽しめる水族館に変身させるための事業も計上しております。

その他、在京キー局のテレビCM、メディアを活用した魅力発信の強化、さらには、地域の特色を最大に生かしたサイクルツーリズムを全県的に推進するというプランも来年度から推進していきたいと考えております。

このあと、

「県北振興チャレンジプラン」「県立高等学校改革プラン」「多子世帯保育料軽減事業」「偕楽園の魅力向上及び有料化」「茨城県フラワーパークリニューアル関連事業」「いばらきサイクルツーリズム構想」「来年度の茨城県の組織改正」。

ここからは、質疑応答となり、まず幹事社が質問する。

毎日（幹事社）：ありがとうございました。

ただいまの発表事項に関して、まず、幹事社のほうから質問させていただきます。

まず、新年度の予算編成の特徴を一言であらわすと何予算と表現できるのか、キヤッチコピー的なものを言っていただければと思います。よろしくお願いします。

知事：昨年度もそうだったのですが、選択と集中による、メリハリのきいた予算だと思しますので、どういうキャッチコピーにするか、お任せいたします。

その次の質問はパンダだった。

毎日（幹事社）：パンダなのですが、上野動物園にはパンダがいて、首都圏を呼び込むコンテンツとしてはなかなか難しいものがあるのではないかなと思うのですが、こういった効果を期待しての誘致なのかをお願いします。

そして偕楽園。

毎日（幹事社）：偕楽園なのですが、有料化による施設改修による魅力と、無料であることによる魅力というのがあると思うのですが、その辺、両天秤にかけた上での判断だと思うのですが、有料化を判断した理由について伺えればと思います。

記者の質問を批判するつもりはない。しばらく経って、予算の構造、財政的特徴についても当然質問が出ている。

私たちの方で「不安」を持ち続けなければならない、ということがはっきり分かる。以上の結果、茨城新聞は翌日の紙面で次のように要約した。

【茨城新聞】2019年2月21日

茨城県の19年度予算案 人口減社会に備え成果を

茨城県の2019年度当初予算案と重点施策が発表された。中高一貫校の大幅増設や偕楽園の有料化、パンダ誘致など、県民の耳目を集める事業が幾つも並び、失敗の恐れや既成概念にとらわれずチャレンジを旗印とする大井川和彦知事のカラーが鮮明に出た。県議会での論戦を通して議論を尽くし、大井川知事には県民への説明責任も果たしてほしい。

就任1年目の予算に続き、新しい「豊かさ」「安心安全」「人財育成」「夢・希望」という四つのキーワードが予算編成の基本方針に掲げられた。一般会計は前年度当初比2.2%増の1兆1357億1300万円。国体・全国障害者スポーツ大会開催経費や社会保障費などの増加により、歳出規模は過去2番目の大きさとなった。

主要事業を俯瞰（ふかん）すると、PDCA（計画・実行・評価・改善）を強く意識したであろうことがうかがえる。1年目の予算が知事選での公約の具体化に重きが置かれたのに対し、2年目は「芽＝成果」の出た事業を大きく伸ばし、必要に応じて軌道修正が図られた。

本年度、7件を補助対象に認定した本社機能等誘致補助制度（総額50億円）や、県内5地区で取り組みが始まった100ヘクタール超の水稲メガファーム育成事業など、18年度の目玉事業はほぼ同じボリュームで継続された。

新規施策を見ると、人口減少社会に対する強い危機意識が表れている。いまや多方

面で人手不足が深刻化している。4月からの外国人労働者受け入れ拡大を受け、県は「外国人材支援センター」（仮称）を設置するが、紋切り型に終わらせず、優秀な人材を本県に呼び込む工夫が求められる。

県北地域の振興策として、付加価値の高い有機農業の大規模モデル団地の整備が、新たに打ち出された。県北振興の有効な一手となるか、事業内容に注目したい。

今予算案の大きな特徴の一つに「選択と集中」「リニューアル」が挙げられる。県立の中高一貫校は03年度以降、計4校設置されてきたが、水戸一、土浦一など高校10校を22年度にかけて中高一貫校に改編する改革プランが発表された。スピード感は大井川知事の面目躍如であるが、教育は県民の関心がひとときわ高い。改選後初の定例県議会では、県民代表による大所高所からの熟議を期待したい。

人口減少が不可避の中、県勢の体力を維持する上で観光振興は、ぜひとも成果を挙げたい分野である。今回、県フラワーパークとアクアワールド県大洗水族館の大幅リニューアルや偕楽園の魅力向上および有料化が打ち出された。県外からの誘客やインバウンド（訪日外国人客）の重要性が叫ばれる中、観光振興策は施設整備にとどまらず、情報発信やもてなしの在り方などを含め、多角的な切り口から深掘りした議論が必要だ。

平成の約30年は、東日本大震災やJCO臨界事故など大きな災害・事故に見舞われ、困難な時代ではあった。一方で、つくばエクスプレス（TX）や圏央道、北関東道、茨城空港などのインフラが整備され、県勢は発展を遂げた。

5月から新元号となり、新時代の扉が開く。しかし、人口減少のスピードは今後も加速度を増し、自治体は発想力や企画力が試されるのは間違いない。県民の税金を財源に編成される予算である。粛々とこなすのではなく、成果を出すことが一層求められる。

記者会見時に配布された予算関係資料には、予算の財政的な特徴も記載されている。いくつか見ておこう。

**【予算規模】**一般会計予算案の規模 1兆1,357億1,300万円（対前年度当初比 +2.2%）

※（東日本大震災関連分除きでは +3.2%）

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催経費や、国と歩調を合わせた災害に強い県土づくりのための公共事業費、社会保障関係費の増などにより、歳出規模は前年度と比べて、+2.2%。なお、歳出規模は過去2番目の大きさ（過去最大はH27）。

震災関連分を除いた比較では、+3.2%。

（国体の開催によって財政が逼迫するのが通例になっている。18年は福井県だった。主会場、運営の主役をになった福井市は、財政逼迫のために市職員に賃金カットを提案

してきた。豪雪のために除雪費が膨大になった、という理由を持ち出してきたのだが、後にその理由は撤回された。国体準備のため会場・道路整備・競技関連の人員増などが主因だった。市職は削減率を半分までに抑えて妥結した。）

県税 3,865 億円【対前年度比： +20 億円、+0.5%】

県税収入総額は、企業収益の増などによる法人事業税の増などにより+0.5%、20 億円の増加。実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び地方法人特別譲与税・自動車重量譲与税の合計額）では、前年度比+3.4%、155 億円の増で、4,789 億円。法人二税は、企業収益の増による課税所得の増などにより前年度比+1.7%、16 億円の増で、989 億円。個人県民税は、課税所得の増などにより+0.8%、9 億円の増で、1,134 億円。

県債 1,177 億円【対前年度比： ▲54 億円、▲4.4%】

県債の発行額は、臨時財政対策債の減などにより▲4.4%、54 億円の減少。特例的県債（臨時財政対策債）の発行額は、▲14.2%、91 億円の減。通常県債（公共投資に充てる県債や、退職手当債など）に係る県債残高は、2019 年度末（見込）では 1 兆 1,476 億円となり、2018 年度末（見込）に比べ 245 億円縮減。予算額に占める県債の割合を示す県債依存度は、県債発行額が減少したため 10.4%と 0.7 ポイント減少（前年度当初：11.1%）。特例的県債に係る県債残高は、2019 年度末（見込）で 9,776 億円と増加するものの、通常県債と特例的県債を合わせた県債残高は、2019 年度末（見込）で 2 兆 1,252 億円となり、前年度末（見込）に比べ 152 億円縮減。

4 年に一度、統一地方選の年は、予算編成は早まり、予算議会も早めに開会されるのが通例になっている。茨城県の予算案の発表は 2 月 20 日だったが、1 月 25 日には、東京都、横浜市、千葉県が発表している。選挙だけが理由ではないが、県議会議員の政治活動としては予算議会は早めに切り上げたいと思うのだろう。

ちなみに、統一地方選と言ってはいるが、統一率は 3 割程度だ。都道府県知事選で、統一選なのは、19 年は 10 道県（北海道、神奈川、福井、奈良、三重、鳥取、島根、徳島、福岡、大分）になりそうだ。県議会選はほとんど統一選だが、岩手、宮城、福島、茨城、東京、沖縄の 6 都県だけがはずれている。岩手、宮城、福島は 2011 大震災の影響ではずれた。茨城（1966 年）と東京（1965 年）は議会の解散によってずれた貴重な例だ。

もう一つ、水戸市の例を挙げておこう。

水戸市予算案 中核市、子育て重点 一般会計 1,279 億 1,900 万円

水戸市は 25 日、2019 年度当初予算案を発表した。新たな庁舎や体育館の整備が一段落し、一般会計は前年度当初比 1.6%減の 1,279 億 1,900 万円と 10 年ぶりに減額した。

一方で、20 年 4 月に移行する「中核市」への準備として保健所の整備費や必要な人件費を計上、子育て支援策にも厚みを加えた。高橋靖市長は記者会見で、「18 年度に引き続き、命と健康、人を育む予算」と強調した。

一般会計の歳入は、全体の 3 割を占める市税が同 1.1%増の 424 億 4,000 万円となる見通し。人口が横ばいで推移する中、個人所得が伸びるなど個人・法人市民税ともに増えるほか、マンション建設を中心とする住宅着工が好調で、固定資産税も増加を見込む。

借金に当たる市債発行は同 7.0%減の 155 億 7,000 万円で、2 年連続で前年度の発行額を下回った。ただ、一般会計の市債残高は新ごみ処理施設整備など「4 大プロジェクト」が本格化した 16 年度以降 4 年連続で増え続け、18 年度末の 2,321 億円から 19 年度末には 2,358 億円と過去最大を更新する見通し。

歳出は、新庁舎と東町新体育館がそれぞれ完成を迎え、投資的経費のうち普通建設費が同 11.8%減の 318 億 1,000 万円と大きく縮小した。その半面、中核市移行に必要な人件費の増加や保育所入所定員の拡充などに伴い、義務的経費は同 2.3%増の 610 億 7,000 万円と膨らんだ。一般会計に占める義務的経費の割合は 47.7%。

19 年度の柱に据えた子育て支援策では、待機児童解消に向けた保育所児童受け入れ拡充のほか、不足する保育士の新卒者就労支援などに予算を配分。22 年度までに小中学校のトイレ洋式化率を 100%とするなど、教育環境の充実も進める。

中核市移行への準備では、保健所や動物愛護センターの整備費を計上。茨城国体の開催準備なども含め、財政調整基金から過去最大となる 43 億円の取り崩しを見込む。また、19 年度中のレイクサイドボウル跡地取得へ 6 億 5,000 万円も盛り込んだ。

特別会計と公営企業会計を含めた 19 年度当初予算案の総額は同 1.4%減の 2,099 億 4,000 万円。4 年連続で 2,000 億円を上回った。

## 2. はじめに

説明をした総務省の企画官クラスの担当者が照れ笑いを浮かべながら自慢したくなるような「出来のいい」地財対策ができあがった。他の担当者は「100 点満点」の地財対策だと自慢した。学界でもそうだ。「近年にない成果を実現」と手放しで誉める副題の有名財政学者の論文が地財関係誌の巻頭を飾っている。

もちろんそんなことを無前提に信ずるわけにはいかない。どういう理由でこうなったのかを考えながら 19 年度地方財政対策（2 月上旬に国会に提出される時には「地財計

画」と名を変えているが基本は同じもの)を見ていこう。

先回りしていうと、私自身は「史上最悪の地財対策」だと考えている。自治体全体の歳入が増えるのは、政府のごく短期のばらまきが増えたからなので、そのあとにはこれまで以上の負担が自治体に覆い被さる。交付税が増えたのは東京から引き剥がした分をみんなで分けたのでそうなるのであって、地方税源の偏在是正と名がついているが、自治体財政全体では増えているわけではない。健全化も云々されているが、臨財債の使い途がとうとうなくなってしまったので、発行することができなくなったから健全化したのだ。税収の見込みに関しても、これほど統計偽装が明らかになっている時に、GDP 統計やそれに基づく税収見込みだけが正しいなんていうことはあり得ないだろう。負の側面を覆い隠した地財対策を「良い」なんて誰が請け負えようか。

2月8日には「平成31年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」(いわゆる「地方財政計画」)が閣議決定され、国会に提出された。議論を期待したい。

今年は亥年だ(己亥「つちのとい」。音では「キガイ」と読むらしい。知己のキ、弾劾のガイ)。亥年は12年に一度、統一地方選と参議院選挙が同じ年に行われる年だ(3と4の最小公倍数)。それも4月と7月と接近している。亥年の予算編成は地方も中央もひどく政治の影響を受ける。ばらまきと政治的配慮のオンパレードになってしまう。これまでと同じように。昨年末新年度予算を見た時、これじゃあ衆参同日選だ、と思ってしまった。10月の消費税引き上げの対策だとはいつているが、消費税増収を越えてばらまこうというのだから、対策の域を超えてばらまきが目的化している。それを受けて地方自治体財政も膨らんでしまった。19年度予算を見る時には、理由があって膨らんでいる部分と、膨らまされて膨らんでいる部分をきちんと区別して見なければならない。

第198通常国会は1月28日に召集された。会期は150日。会期の延長は基本的にない。議論が不十分ということもあるかも知れない。自治体の予算議会は選挙を控えた議員が浮き足立つと見くびられて、論議が生煮えになることがあるかも知れない。そうならないように今回こそは事前の準備が肝要だと思う。

歴史は繰り返すとして、前回の亥年はどうだっただろうか。

前回は2007年。第一次安倍内閣の時だった。郵政造反組復党問題(参院選では岡山の姫の虎退治が話題に。片山氏はその後維新にいった)や年金問題(消えた年金問題)、閣僚の不祥事(松岡農相の自殺、赤城農相の絆創膏)等が重なったことで、自民党の獲得議席数は37議席と1989年の参院選以来の歴史的な大敗を喫し、1955年結党以来初めて他党に参議院第1党の座を譲った。安倍内閣も8月には終わってしまった。(総務相菅、官房長官塩崎、沖縄・男女共同参画高市、防衛相小池、厚労相柳沢/産む機械、外務相麻生、など)

今回の亥年はどうなるのだろう。

己亥は60年に一度巡ってくる。前回は1959年だ。ここにいらっしゃる皆さんはまだ生まれてもいなかっただろうと思うが、私にはかすかな記憶がある。伊勢湾台風だ。私はその頃福島県に住んでいたのだから、東海地方はひどく遠いところ。テレビはない、新聞もまだ読まない年齢だから明確なイメージが残っているわけではないが、何かたいへんなことが起こったのだという恐怖の気持ちが核になって残っている。9月26日。二百二十日をだいぶ過ぎた頃だ。伊勢湾台風は明治以後最大の台風被害をもたらした。死者5,041人、被害家屋57万戸。この死者数は1995年阪神淡路大震災まで、戦後災害最大の被害死者数だった。ついでだからもう少し思い出しておこう（もちろん後になって調べて）。1月1日にはメートル法が実施される（法律としてのメートル法は1921年。尺貫法の物差しなどの製造が禁止された計量法の公布は1951年。メートル法完全実施記念切手（1959年）というのがでていと思う。実際の完全施行は1966年まで待たなければならなかった）。キューバ革命。愛知県挙母（ころも）市が豊田市に改名。7月には熊本大学医学部水俣病研究班が水俣病の原因物質は有機水銀であると公表した。

1959年も亥年だから、統一地方選（第4回／第1回は1947年）と参院選（第5回／第1回は1947年）が行われた（今度の統一選は第19回。参院選は第25回）。

1959年は日本人のブラジル移民のピークの年だ（年間7,000人超）。1970年代には移民船による集団移民が終わったが、公認のブラジルへの移住は1993年まで続いた。ぶらじる丸、あるぜんちな丸など専用の移民船も用意されていた。明治以降一貫して（江戸時代後期には3,000万人くらいしかいなかったのだから）日本は過剰人口に悩まされてきた。対策は植民と移民だ。植民は戦争を引き起こし、移民は現地での摩擦を引き起こした。差別もされた。しかし移民政策によって日本の人口は調整された。農地の調整も行われただろう。移民先で定住し日系人社会も生まれた。ちょっと前まで日本は世界でも有名な移民（送り出し）国家だった。

今になって、人手不足だって？ 移民受け入れ反対だって？ 5年で帰ってくれだって？

たかだか30年、50年の歴史も学んでいない。

19年度地財対策をざっと眺め、論点を整理した上で、議論を進めたいと思う。

### 3. 2019年度地方財政対策

地財対策は2012年度以降、通常収支分と東日本大震災分とに分けて計上されている。

2019年度は通常収支分が約89兆2,500億円、東日本大震災分が約1兆1,000億円なので、復興増税や復興特別交付税が終了する時点では区分計上されなくなるだろう。

#### 1. 通常収支分

地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、18年度を0.6兆円上回る額を確保。

##### (1) 地方財源の確保

- 一般財源総額 62兆7,072億円（前年度比+5,913億円、+1.0%）
  - 一般財源（水準超経費除き）の総額60兆6,772億円（同+4,013億円、+0.7%）
  - ※一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合）66.6%程度（前年66.9%）
  - ・地方税 40兆1,633億円（前年度比+7,339億円、+1.9%）
  - ・地方譲与税 2兆7,123億円（同+1,369億円、+5.3%）
  - ・地方交付税 16兆1,809億円（同+1,724億円、+1.1%）
  - ・地方特例交付金 1,991億円（同+447億円、+29.0%）
  - ・臨時交付金 2,349億円（同－、皆増）
  - ・臨時財政対策債 3兆2,568億円（同▲7,297億円、▲18.3%）
- 地方債 9兆4,282億円（前年度比+2,096億円、+2.3%）
  - ・臨時財政対策債 3兆2,568億円（前年度比▲7,297億円、▲18.3%）
  - ・臨時財政対策債以外 6兆1,714億円（同+9,393億円、+18.0%）
  - ・通常債 5兆3,814億円（同+9,393億円、+21.1%）
  - ・財源対策債 7,900億円（同0億円、0.0%）

##### (2) 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆1,809億円（前年度比+1,724億円、+1.1%）

【一般会計】15兆5,510億円（a）

①地方交付税の法定率分等 15兆2,877億円

- ・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 15兆5,232億円
- ・国税減額補正精算分（08、09、16年度） ▲2,355億円

②一般会計における加算措置（既往法定分等） 2,633億円

【特別会計】 6,299 億円 (b)

① 地方法人税の法定率分 6,876 億円

② 交付税特別会計借入金償還額 ▲5,000 億円

③ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲792 億円

④ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000 億円

⑤ 18年度からの繰越金 4,215 億円

【地方交付税】 (a) + (b) 16兆1,809 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
地方交付税	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2

(3) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

19年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、19年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

・ 子ども・子育て支援臨時交付金 (仮称) 2,349 億円

(4) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

・ 自動車税減収補填特例交付金 (仮称) 226 億円

・ 軽自動車税減収補填特例交付金 (仮称) 23 億円

(5) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業費を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費を計上。

(6) 公共施設等の適正管理の推進

(7) 重点課題対応分の拡充

(8) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、15年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、19年度においても引き続き1兆円を確保。

(9) 社会保障の充実及び人づくり革命

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

(10) 水道・下水道事業の広域化等の推進

水道・下水道事業における広域化等の推進及び着実な更新投資の促進を図るため、所要の地方財政措置を講ずる。

(11) 財源不足の補てん

19年度における財源不足額 4兆4,101億円(前年度比▲1兆7,681億円、▲28.6%)

※折半対象財源不足を解消(18年度 3,311億円)

17年度から19年度までの国と地方の折半ルールを適用したが、19年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填。

19年度における財源不足額 4兆4,101億円(前年度比▲1兆7,681億円、▲28.6%)

※折半対象財源不足を解消(18年度 3,311億円)

1) 財源対策債の発行 7,900億円

2) 地方交付税の増額による補填 3,633億円

・一般会計における加算措置(既往法定分等)(※) 2,633億円

・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000億円

3) 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分) 3兆2,568億円

※一般会計における加算措置には、17年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するため地方交付税の総額に加算する172億円を含む。

(12) 地方財政の健全化

これらのことをまとめると表1のようになる。

【表1】

19年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分と東日本大震災分の合計）19年2月（地財計画ベース）

項目	19年度(見込)	18年度	増減率(見込)
歳入			
地方税	401,633億円	395,022億円	1.9%
地方譲与税	27,123億円	25,754億円	5.3%
地方特例交付金	4,340億円	1,544億円	181.1%
地方交付税	165,858億円	164,312億円	0.9%
震災復興特別交付税以外	161,809億円	160,085億円	1.1%
震災復興特別交付税	4,049億円	4,227億円	▲4.2%
地方債	94,282億円	92,218億円	2.3%
うち臨時財政対策債	32,568億円	39,865億円	▲18.3%
歳入合計	895,930億円	881,087億円	3.1%
「一般財源」	627,072億円	626,497億円	0.9%
歳出			
通常収支分			
給与関係経費	203,307億円	203,144億円	0.1%
退職手当以外	187,685億円	187,313億円	0.2%
退職手当	15,622億円	15,831億円	▲1.0%
一般行政経費	380,800億円	370,522億円	3.5%
うち補助分	214,845億円	202,356億円	5.9%
うち単独分	141,804億円	140,614億円	0.7%
うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000億円	10,000億円	0.0%
うち重点課題対応分	2,700億円	2,500億円	8.0%
公債費	119,088億円	122,064億円	▲2.4%
維持補修費	13,491億円	13,079億円	3.2%
投資的経費	130,153億円	116,180億円	11.7%
うち直轄・補助分	69,077億円	58,104億円	17.6%
うち単独分	61,076億円	58,076億円	5.1%
うち緊急防災・減災事業費	5,000億円	5,000億円	0.0%
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800億円	4,800億円	0.0%
うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000億円	-	皆増
公営企業繰出金	25,469億円	25,764億円	▲1.1%
うち企業債償還費普通会計負担分	15,383億円	15,846億円	▲2.9%
水準超経費	20,300億円	18,400億円	10.3%
うち東日本大震災分			
復旧・復興事業費	10,987億円	11,079億円	▲0.8%
全国防災事業費	1,058億円	1,035億円	2.2%
歳出合計	907,975億円	881,087億円	3.1%
地方一般歳出	752,078億円	723,729億円	3.9%

(\*) 上の表は、2月8日に閣議決定された「地財計画」（「地方団体の歳入歳出総額の見込額」）に基づくもの。

## 4. 論点の整理 2019年度予算 大臣折衝を材料として

ここでは地財対策前と自治体予算議会に焦点を持ってきてお話ししようと思う。地財対策前というのは、地財対策ができあがる過程、財務省との折衝の結果を見ておく。自治体予算議会は補正予算から始まって、政府の地財対策の読み方を中心に据える。まず時計の針を18年の12月18日に戻す。

石田真敏（まさとし）総務大臣（和歌山県海南市生まれ。早稲田を出て県議、海南市長を経て衆議院7期）が12月18日閣議後に記者会見をした。財務大臣との折衝の要点は6点、その後、「総務省地域力強化戦略本部」の話が続く。

### 【平成31年度予算 大臣折衝状況】

先ほど、財務大臣と地方財政対策について折衝し、合意したところであります。

#### 1. 一般財源総額の確保

まず、一般財源総額につきましては、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円程度を確保することができました。

その中でも、地方交付税総額につきましては、前年度を0.2兆円上回る16.2兆円程度を確保いたしました。増額は平成24年度以来、7年ぶりであります。

・一般財源総額というのは、大まかにいうと

地方税＋地方交付税のこと。

つまり

一般財源＝地方税＋地方交付税

地方税を移項すれば、

一般財源－地方税＝地方交付税

であり、一般財源（自治体の一般行政必要額）が同じなら地方税が増えれば地方交付税は減る。地方税と地方交付税は逆の動きをする。

19年度は地方税も地方交付税も両方増えるという普段は起こらないことが起こるといふ予定。まことにめでたい年になるというのだ。こんなめでたいことには当然からくりがある。

第一に、地方税収の増収のかなりの部分は東京都が稼ぎ出す。東京都は不交付団体なので、東京都の増収は交付税を減らさなくてすむ。第二にその稼ぎの一部分を地方法人税として取り上げて交付税に算入するので、交付税は増える。第三に税収増だけでなく特例交付金（自動車税・軽自動車税減収補てん分）、臨時交付金（幼児教育無償化国負担分）などを増やして一般財源を膨らます。第四に経済成長の伸びを高め計算し税収増があたかもあるかのように予想する。

一般の市町村からいうと、特例・臨時交付金は減ったものを元に戻す、幼保無償化で出て行くものを国の負担にする(半年分だけ)というので行って来いなので影響がない。東京都から分けてもらった分は純粋に増収になるので、東京都には悪いがその分は得になる。まあ、オリンピックもあって、東京はさらにいい目を見るのだから我慢してよ、というのが本音だろう。本質的におめでたいことは一つもないのだが、本当に景気がこのまま上向き続けてくれるのならいいことなのだが、これはどう見ても数字合わせ。見せかけのおめでたさに終わるのではないか。

## 5. 財源不足額の縮小

### 2. 財源不足額の縮小

また、地方の財源不足は6.2兆円から4.4兆円に縮小いたしました。折半対象の財源不足については解消することができました。併せて、臨時財政対策債の発行額を、前年度から0.7兆円減の3.3兆円とするなど、地方財政の健全化を進めることができました。

一般的な方法で計算した自治体の行政必要経費は国が財源を保証すべきであり、地方交付税はそのためにある。社会保障経費の増加など交付税でも足りなくなることがあれば(地方財源不足額)、その額が多額に上る時には交付税率を変更して交付税を増やして不足額を解消すべきだということが交付税法に書いてある。つまり国の責任で解消することが法律の要件だ。しかしない袖は振れない。これ以上国税を交付税原資として自治体に渡すわけにはいかないし、消費税も今度は地方の取り分の割合を減らすほどだ。2001年度から自治体は総務省に言いくるめられて、折半ルールという無理を飲まされた。交付税でも埋めきれない(本来なら交付税の原資を増やして対応すべき)財源不足を折半対象財源不足といい、不足額の半分ずつ、半分を国は赤字国債を発行して対応し、残り半分を自治体が「臨時財政対策債」を発行して負担するという「折半ルール」を決めた。臨時財政対策債は本来国が負担すべきものを自治体がとりあえず自分で借金をして賄うものだから、その元利償還は全額、(国が交付税の大幅な引き上げに踏み切ったら)交付税で配って補償するという建前だ。(しかし誰もこんなことは信じていない。国税の半分以上を越えるほどのもの額が地方に渡されるなんてよっぽどおめでたい人以外信じない。騙されているか、信じているふりをしているだけだ。)

財源不足があったなら折半ルールは生きている。国と自治体半々の負担だ。ところが、1960年代以降初めて2019年度「折半対象の財源不足については解消することができました。」ということになった。国はこの分赤字国債で負担する分はなくなった。ところが自治体は臨時財政対策債を3.3兆円も負担する。やっぱり騙されていたのだ。交付税が足りないから臨時財政対策債で借りてとりあえずまかなう、というのではなしに、交付税を増やして自治体に返すことをしないで、その分も自治体が借金をしてまかなうということに切り替えてしまったのだ。19年度の臨時財政対策債はすべて借金の返済のための借金である。臨時財政対策債の借入残高は約50兆円ある。これを少しずつ自前で返していくことになるのは必定だ。

## 6. 幼保無償化

### 3. 幼児教育の無償化

幼児教育の無償化につきましては、平成31年度は、地方負担分について臨時交付金により措置することとし、全額国費により対応することとしました。

総務省は一貫して「幼児教育の無償化」という言葉を使って「幼・保無償化」と言わない。保育の無償化とはとてもいえなくて、幼児教育の無償化に該当部分だけ付き合ったという気持ちなのだろうか。ともあれ、財源措置は次のように決められた。全国市長会との間にはかなりのやりとりがあった。

幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な財源を確保。ただし、19年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分（2,349億円）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金（仮称））を創設し、全額国費により対応。20年度（2年目）以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。また、幼児教育の無償化の実施に当たって、19年度（初年度）及び20年度（2年目）の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（～23年度）に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく

手当で、ということとなった。

表 幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合および19年度所要額

(単位:億円)

法律上の位置づけ	区分		財源負担割合			19年度所要額			
			国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村
施設型給付	[新制度] 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	-	-	10/10	818	0	0	818
子育て支援施設等利用給付	[旧制度] 私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

19年度幼児教育の無償化に係る地方負担分（上表太線枠囲み部分：2,349億円）については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

#### 4. 需要平準化対策のための地方特例交付金

また、消費税率引き上げに伴う需要の平準化のための環境性能割の臨時的軽減による減収につきましては、地方特例交付金により全額補填することとしました。

消費税増税対策で、値の張る住宅と自動車の税軽減は不動産業界と自動車業界の強い要求だった。住宅ローン減税（住民税に係る）は延長継続（したがって新たな地方税の減収は生じない）と自動車税、軽自動車税減税（新たな減収となる）が実現した。これは地方負担を補てんする。

#### 5. 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

歳出につきましては、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」に係る事業費1.2兆円を地方財政計画に計上するとともに、地方団体が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」0.3兆円を計上することとしました。

これは新たな公共事業の出現だ。

## まとめ

このように、地方財政対策は、一般財源総額をしっかりと確保した上で、地方交付税総額を増額する等の内容となっており、地方団体にも評価いただけるものと考えております。

地方団体におかれては、今回の対策を踏まえ、様々な地域の課題に積極的に対応していただくことを期待いたしております。

「地方団体にも評価いただけるものと考えております」と胸を張っている。相当部分トリックとはいえ、交付税の増加は7年ぶりだから。

「評価いただけるもの」と最初の亥年の話から思い出すことがあった。先にも書いたようにこの前の亥年は2007年だ。その年の地財対策を思い出した。

07年度の地方財政対策の結果、1)折半対象財源不足に係る臨時財政対策債、2)減税補填債、3)交付税特会新規借入金、がいずれもゼロになり、地方財政は、赤字補填のための新たな借金が概ねなくなり、国に置き換えればいわば「赤字国債脱却」に相当するような状況となった。19年度は財源対策債がでているので完全には同じでないが、ある種の新規赤字地方債はなくなったといえるかも知れない。この年も年初には胸を張った。しかし統一地方選と参議院選は与党大敗だった(公明党にも取りこぼしがでた)。安倍首相も体調を崩した。さらに翌年の秋には全世界をリーマンショックが襲った。いやな符合でなければいいが。

## 6. 予算重要項目

あわせまして、地方財政対策以外の予算重要項目についても折衝を行いました。

「高度無線環境整備推進事業」は、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援するため、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を補助するものでありまして、52.5億円を確保いたしました。

平成31年度予算の「臨時・特別の措置」として、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の実施に必要なもの、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業に43.1億円、地域防災力の中核となる、消防団に係る緊急対策事業に16.3億円、大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策事業に16億円を確保し、防災・減災、国土強靱化のための取組みに、総務省として道筋をつけることができました。

また、プレミアムポイント付与の実施に必要なシステム改修等を行うとともに、事業の実施に向けて、多くの国民が地域における買い物で広くポイントを利用できるよう、積極的な広報等に取り組む必要があるため、「マイナンバーカードを活用したプ

レミアムポイント」事業として、119.3億円を確保し、その着実な実施に向け道筋をつけることができましたと思います。

## 7. Society5.0

(注：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。)

### 【総務省地域力強化戦略本部（1）】

続きまして、12月20日、私を本部長とする「総務省地域力強化戦略本部」の第1回を開催することとしています。

Society 5.0は地方に大きな影響を与えます。地方にもその認識を浸透させていかなければなりません。そのためには、新たな革新的技術の実装例等を地方と共有していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、地域力強化に向けた省内横断的な推進組織として本部を立ち上げたところであり、20日の第1回会合におきまして「Society 5.0時代の地方」をキーワードとした、その基本的に考え方等について取りまとめる「地域力強化プラン」を発表する予定であります。

今後この本部を、取組みを進める「エンジン」として機能させ、持続可能な地域社会の実現に向け、取組みを推進していきたいと考えております。私からは、以上であります。

この後質疑応答に入る。記者達はどのような質疑をかわしたのか。

### 【偏在是正措置を巡る東京都知事の批判】

問：3問お伺いします。1問目が、先週、来年度の与党税制改正大綱がまとまりまして、新たな偏在是正策についても盛り込まれたんですけども、新たな是正策について、東京都の小池知事が、地方分権の真逆をいく措置で、地方分権は死んだと発言し厳しく批判しました。大臣に対しても、何度も面会を要請しても未だに返事が

ないと不満を示していらっしゃるんですけども、小池さんの発言について大臣の受け止めをお願いします。

答：与党税制調査会で精力的な議論をいただいた結果、ご承知のように、「特別法人事業税」及び「特別法人事業譲与税」仮称でありますけれども、創設という、新たな偏在是正措置を盛り込んだ、平成 31 年度与党税制改正大綱が取りまとめられたところでもあります。

この新たな措置は、経済社会構造の変化等を踏まえて、県内総生産の分布状況と比較して、大都市部に地方法人課税の税収が集中する、その構造的な課題に対処するというものでありまして、非常に意義のあるもの、都市・地方を通じた安定的な地方税財政基盤の構築に資する措置であって、非常に意義のあるものと考えています。

一部国税化という形式的な側面を取り上げて批判されておりますけれども、実質的に地方分権を進めるためには、地方税の充実確保と、税源の偏在性が小さくて税収が安定的な地方税体系の構築というのは、これは必要でございます。そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、小池知事からの面会要望が実現しなかった点につきましては、実は全国の知事さんとか、市町村長さんから多くの面会要望をいただいている中で日程調整した結果であり、ご理解いただきたいと思っております。

お会いできない知事さん、市町村長さんも多くおられて、非常に申し訳ないなと思っております。

#### 【総務省地域力強化戦略本部（2）】

問：次は、さっき大臣が 20 日に初会合を開くとされた戦略本部の件なんですけれども、改めて、狙いについて少し教えていただけたらと思います。

答：基本的な考え方は、Society 5.0、この時代が始まりつつあります。それでいて、政府の方でも成長戦略の方向性として Society 5.0 の実現ということをおっしゃるわけありますけれども、ただ、地方にあまり浸透していないという現実がございます。

これは、私も何回か地方で講演をさせていただいた時に、1,000 人単位の方がおられる中でも、この Society 5.0 という言葉をご存じの方は、やはりまだ少ないということを実感いたしました。

ただし、これは非常に、日本全体を変えていくような大きなキーワードでありますし、地方に大きな影響を与えると考えておりますので、私としては、Society 5.0 時代の地方、これをキーワードとして地方と認識を共有してやっていきたい。

そして、Society 5.0 時代に対応していきたいと思っておるわけでありまして、そのために、Society 5.0 時代の地方を支える革新的技術、その実装例、いろいろ

現実に、例えば多言語翻訳機とかインターネットでの販売、いろいろ現実にありますけれども、そういう実装例をまず地方と共有する。

それと共に、そうした例の持続的な、これからも Society 5.0 は進化していきますから、そのもとに、そういう持続的な広報、あるいは優良事例の横展開をする、そういうことによって、地方と双方向でやり取りをしていく中で、Society 5.0 の進化に伴い生じる果実を絶えず地方と共有し、さらに展開できる、そういう取組みをしていきたいと考えておるわけであります。そのための組織を作るということで、エンジン部分ですね。こうした考えのもとで、地域力強化プランを 20 日に発表を予定しているところでございます。

#### 【平成 31 年度地方財政対策（1）】

問：最後は、先ほど行われた、麻生財務大臣との閣僚折衝で、来年度の地方財政対策が決まったということなんですけれども、交付税が増えたり、一般財源が増えたりとか、地方にとっては評価できる内容だとおっしゃったんですが、今回いろいろあった中で、苦勞された点はこういった点だったのでしょうか。

答：31 年度の地方財政対策においては、一般財源総額の確保、とりわけ交付税総額の確保、それから、臨財債の抑制。それから、幼児教育の無償化、防災・減災対策、そういう課題がありました。

まず、一般財源の総額については、これは地方団体の強い要望がありますので、それについて確保することができたと考えていますし、先ほども申し上げましたけれども、地方交付税の増額、あるいは臨財債の抑制、そういうことができたというふうに考えております。

交付税は 7 年ぶりの増額ということでありますから、結果としては、先ほど申し上げたような状況であります。

また、幼児教育の無償化についても、これはご承知のように、4 大臣と地方団体との間で協議の場を開催いたしまして、ぎりぎりのタイミングまで意見交換をし、調整を行って、そして、結果的に決着をいたしまして、その結果について、地方から一定の評価をいただけたと思っているところでございます。

これについては来年度、臨時交付金を創設して、全額国費の措置を講じることとしておりますし、その後も無償化に係る地方負担について、地方財政計画に全額計上する等、適切に対処していく予定であります。

災害対応につきましては、大変強い要望をお伺いいたしておまして、まずは大変地方からのご心配もございましたけれども、今年度の 2 次補正におきまして、特別交付税を 700 億円増額する方向で調整をいたしております。その上で、来年度は防災インフラの整備に係る事業費及び財政措置を拡充することといたしております。

いずれにいたしましても、地方財政や地方経済に配慮した形で決着することができたと考えているところであります。

#### 【米軍普天間飛行場移設を巡る住民投票】

問：沖縄の米軍普天間飛行場の移設を巡る県民投票のことでお伺いしたいことがあります。沖縄県は地方自治法の特例で、投開票などの事務を市町村にさせることとされていますけれども、一部の沖縄県の市町村では反発をして、議会で関連予算を認めないといった動きが見られます。

その件について、県のほうでは、これは義務的経費だから、市町村の長が再議しなければならぬという主張をしていますけれども、市町村の方では義務ではないといった反論もありまして、地方自治法の解釈を巡っても県と市町村と対立している状況があります。この点について、地方自治法を所管する総務省として、大臣としてはどう受けていらっしゃるのでしょうか。

答：地方自治法の第252条の17の2では、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとされているわけでありまして、いまお尋ねの件については、この「条例による事務処理特例制度」により、沖縄県の定める条例で県民投票に係る事務のうち、投開票の事務等を市町村が処理することとしようとするものと承知をいたしております。

この条例に規定する投開票の事務等が、市町村の義務に当たるかどうかは、沖縄県の定める条例の解釈の問題でございまして、総務省としてはコメントを差し控えたいと思っています。

#### 【車体課税の見直しに対する受け止め、評価】

問：2019年度の与党税制改正大綱に、自動車税の抜本的な引き下げをはじめ、懸案だった車体課税の見直しが今回織り込まれました。結果としては、地方財源に穴を開けない形で議論は収束したように見えますけれども、改めて大臣の受け止めと評価をお聞かせください。

答：今回、税制改正では車体課税ですね、これは非常に大きな問題であったと思えますけれども、自動車業界からのご要望、そしてまた、地方からの要望、そういう中で双方のバランスを取った調整が必要とされておりましたけれども、私はそういう方向にいったのではないかというふうに思っております。

まずは、自動車税の恒久減税を実現し、国内自動車市場の活性化を図ること、それから、エコカー減税等の見直しや、国から地方への税源移譲のように、減収に見合った地方税財源を確保するということができ、こんなふうに考えております。様々な観点からバランスが取られた改正になったと考えております。

また、保有課税の軽減に加え、消費税引き上げからの1年間ということですが、環境性能割について、需要平準化対策をしっかりと講じることとされているわけでありませう。

全体として地方税財源がしっかりと確保されると共に、長年の懸案事項であった車体課税の見直しについて、「最終的な結論とする」とされたものであつて、地方六団体、自動車業界の双方から評価をいただいたと承知しています。

#### 【国税庁の業務委託事業によるマイナンバー情報の漏えい】

問：国税庁なんですけれども、先日、東京と大阪の国税局からデータ入力を委託された業者が、契約に反して別の業者に再委託して個人情報が含まれる情報が流れていたと発表いたしましたけれども、マイナンバーを所管する大臣としてご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

答：これはですね、国税庁における業務委託事業者において、今回のような事案が判明したということで、大変残念であります。

国税庁によるこれまでの調査では、まず1つとして、再委託先からの外部への個人情報の流出、2番目に、海外の事業者への再委託は確認されていないとのごとでございますが、関係機関の個人情報保護委員会とともに、引き続き万全の精査をしていただきたいと思います。

国税庁においては、改めてデータ入力業務の受託業者に対してマイナンバーを含む個人情報の管理の徹底を指示するとともに、入力業務の内製化をはじめ、外部委託業務の在り方の見直しを図るとのごとでございますので、しっかり再発防止に取り組んでいただきたいと思います、そのように考えております。

#### 【ふるさと納税の見直し】

問：来年からのふるさと納税の返礼品の規制を前に、今月の半ばぐらいから、今年の締め切りまで、ふるさと納税のいろんなサイトで駆け込みの寄附を求めてポイント還元をかなり打ち出したりしているようですけれども、そういった規制前の駆け込みについてどうお考えでしょうか。

答：そもそも、ふるさと納税というのは、前から申し上げているとおり、制度としては意義のある制度だと思っております、一定のルールの下できちんと対応していただいて、健全にいていただきたいと思います、そういう思いでありますけれども、一部の自治体において、大臣通知、二度にわたって論じていただいたんですが、それでも改善されない部分があったので、見直しを行うということで、今回、与党の税制調査会においても見直しを行うことにご了解をいただいたわけでございます。これによって、過度な返礼品や過度な宣伝広報が自ずと見直されるものと考えているわけでございます。

来年の法案が通って、速やかに実施していきたいと思っておりますので、それ以降は、一定のルールの下で健全に発展していただきたいと思っています。

【平成 31 年度地方財政対策（2）】

問：地方交付税の関係でお伺いしたいのですが、いただいたペーパーとか大臣の発表では、16.2 兆円ということですから、おそらく出口ベースの数字だと思うんですが、もし入り口ベースの数字が分かれば。

答：事務的に、あとで細かくご説明していきます。すみません。

問：ほか、なければ終わりますが、よろしいですか。ありがとうございました。

答：どうもありがとうございました。

交付税には入口ベースと出口ベースとがあり、前者は財務省が発表する数字、後者は総務省が発表する数字で違う数字が公表される。年末の政府予算案の発表は財務省から行われるので、新聞には入口ベースの交付税が載ることになる。今年の場合、下が読売新聞の 12 月 22 日朝刊の記事だが、違うと思う。

交付税の法定率分だけでいうと 15 兆 2,877 億円だ。

「地方自治体の財源不足を穴埋めする地方交付税は、15 兆 9,850 億円で、2018 年度当初予算から 4,701 億円増えた。19 年 10 月に始まる幼児教育の無償化で、19 年度分の費用は全額、国が負担することになっており、その分の臨時交付金（2,300 億円）が加わったためだ。」

## 8. 森林環境譲与税と下水道事業

森林環境税はお金だけ来ることは決まったが、事業の中身がよく見えない。森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等 200 億円（皆増）程度しか分からない。個々の自治体の使い方を見ておかなければならない。

それに比べると、水道・下水道事業の広域化等の推進は動きがあるかも知れない。水道法は昨年臨時国会で改正されたが、ここでは、下水道に関する研究会の中間報告について紹介しておこう。昨年 12 月の 14 日に中間報告書が公表された。

「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書によれば、小規模下水道事業（集落排水施設等）では、過疎化、節水、職員数減、処理場更新期に直面、一般会計からの

繰入額増大などの課題が考えられ、処理区域内人口密度の高い公共下水道の課題として、法定耐用年数超過の施設増大、大量更新期に早晚直面し、広域化・民間活用が必要となると述べている。そのために、喫緊の経営改革が必要であると。

今後の具体的な取組方策としてあげられているのは、

1. 広域化・共同化の推進：管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的。国庫補助が拡充されたことも踏まえ、推進のための地財措置を拡充すべき（接続管渠、市町村内事業も対象化等）。市町村間の統合が最も効率的だが、調整に難航するケースが多い。都道府県の調整が重要であり、地財措置等も配慮すべき。
2. 最適化：人口推計等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すべき。
3. ICT の利活用：ICT 関連技術の進歩は著しく、処理場の遠隔監視等、ICT を利活用した維持管理の効率化が進捗。広域化に資する ICT の地財措置を拡充する等一層の推進を検討すべき。
4. 民間活用：包括委託、PFI、コンセッション等が普及してきており、地域の実情を踏まえ積極的に導入を検討すべき。なお、地財措置は直営と PFI 方式で同等の措置を実施。

民間への共同発注（遠隔監視、維持管理、保守点検、修繕等）について、技術の進歩により、i) 複数の汚水処理事業、ii) 汚水処理事業と水道等の異分野の事業、iii) 複数の地方公共団体の事業、等の例も増えてきていることから、その積極的な検討を推進すべき。

5. 公営企業会計の適用等：公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急な着手が必要。

流域下水道の法適化、人口3万人以上の下水道・簡易水道事業の法適化により、他の事業の法適化も取り組みやすくなってきており、取組を促進すべき。

6. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策：現在、耐用年数超過施設の更新率は極めて低い。今後、大量更新期を迎えるが、膨大な事業費の増大が懸念されており、ストックマネジメントにより事業費の平準化、計画的な長寿命化事業の実施や、将来必要となる更新費用も踏まえた適切な使用料の設定に努めるべき。などという主張が並べられている。

## 9. 1月25日 財政課長会議

今年の「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」は、2019年1月25日（金）霞ヶ関の中央合同庁舎第2号館講堂（地下2階）で開かれた。

ここでは、日程と配付（ママ）資料の一覧表を引用しておく。

### 【全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議日程】

平成31年1月25日（金）中央合同庁舎第2号館講堂（地下2階）

開会 10:00

- 1 挨拶 自治財政局長 10:00～10:10
- 2 平成31年度地方財政対策等について 財政課長 10:10～10:30
- 3 平成31年度普通交付税等について 交付税課長 10:30～10:45
- 4 地方公共団体の財政運営等について 財務調査課長 10:45～11:00
- 5 各府省の主要施策等について 調整課長 11:00～11:20
- 6 平成31年度地方債計画等について 地方債課長 11:20～11:35
- 7 平成31年度の地方公営企業の運営等について 公営企業課長 11:35～11:55  
（休憩） 11:55～13:00
- 8 地方公共団体金融機構の平成31年度業務概要について 地方公共団体金融機構  
経営企画部長 13:00～13:10
- 9 平成31年度地方税制改正等について 自治税務局企画課長 13:10～13:30
- 10 マイナンバー制度の推進について 内閣官房番号制度推進室内閣参事官 13:30  
～13:35
- 11 マイナンバー制度と住民基本台帳制度について 住民制度課長 13:35～13:50
- 12 基礎自治体を取り巻く現状と課題について 市町村課長 13:50～14:00
- 13 平成30年度の地域力創造グループの施策等について① 地域政策課長 14:00  
～14:20
- 14 平成31年度の地域力創造グループの施策等について② 地域自立応援課 14:20  
～14:40  
（休憩） 14:40～14:50
- 15 地方公務員制度について 公務員課長 14:50～15:10
- 16 地方公務員共済制度の運営、安全衛生の推進等について 福利課長 15:10～  
15:20
- 17 地方行政の諸課題について 15:20～15:35
- 18 地方行革等について 行政経営支援室長 15:35～15:45
- 19 平成31年度の地域力創造グループの施策等について③ 15:45～16:05

- 20 平成 31 年度の地域力創造グループの施策等について④ 16:05～16:10
  - 21 消防防災行政の諸課題について 消防庁総務課長 16:10～16:20
  - 22 平成 31 年度自治大学校研修概要について 自治大学校教務部長 16:20～16:25
  - 23 プレミアム付商品券事業について 内閣官房プレミアム付商品券施策推進室内閣参事官 16:25～16:35
  - 24 平成 31 年度における地方創生関連予算等について 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣参事官 16:35～16:45
- 閉会 16:45

### 【全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議配付資料一覧】

平成 31 年 1 月 25 日（金）

- 資料 1 平成 31 年度地方財政対策のポイント
- 資料 2 平成 31 年度地方財政対策の概要
- 資料 3 平成 31 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について
- 資料 4 公共施設等の適正管理の推進について
- 資料 5 財務調査課関係資料
- 資料 6 主要施策関係資料
- 資料 7 地方債関係資料
- 資料 8 地方公営企業等関係資料
- 資料 9 地方公共団体金融機構平成 31 年度業務概要
- 資料 10 平成 31 年度地方税制改正(案)について
- 資料 11 平成 31 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について
- 資料 12 地方税制参考資料
- 資料 13 マイナンバー制度の推進について
- 資料 14 マイナンバー制度と住民基本台帳制度について
- 資料 15 基礎自治体を取り巻く現状と課題について
- 資料 16 地域力創造グループの施策等について①
- 資料 17 地域力創造グループの施策等について②
- 資料 18 公務員部関係資料
- 資料 19 行政課関係資料
- 資料 20 地方行革等について
- 資料 21 地域力創造グループの施策等について③
- 資料 22 地域力創造グループの施策等について④
- 資料 23 消防庁関係資料
- 資料 24 平成 31 年度自治大学校研修概要について

資料 25 プレミアム付商品券事業について

資料 26 平成 31 年度における地方創生関連予算等について

資料 3 として、「平成 31 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」が配付された。同時に web でも公開されている。そのうち、「予算編成上の留意事項」を引用しておく。

## 10. 予算編成上の留意事項

### 第 3 予算編成上の留意事項

第 1、第 2 を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成 31 年度の国内総生産の成長率は、名目 2.4%程度、実質 1.3%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する業務については、業務改革モデルプロジェクトの成果を引き続き横展開することとし、平成 31 年度からは、AI・ロボティクス等を活用した標準的かつ効果的な業務プロセスを構築する自治体行政スマートプロジェクトを創設することとしている。また、窓口業務については、平成 29

年6月に「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第54号）において「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）が改正されたことにより地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加され、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務の委託が可能となり平成30年4月1日に施行されている。さらに、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進しており、これらの積極的な活用等により、窓口業務の民間委託の推進に努めること。

(2) 地方公共団体におけるクラウドの導入については、各地方公共団体で策定されたクラウド導入等に関する計画に沿って、クラウド導入等を着実に進めること。特に、同計画において自治体クラウドの導入を予定していない団体においては、計画を再検討し、自治体クラウドの導入に積極的に取り組んでいただきたい。また、各地方公共団体における情報システム経費については、引き続き公表することとしていること。

(3) マイナンバー制度については、平成32年度にマイナンバーカードが健康保険証として利用されることを念頭に置いたマイナンバーカードの一層の取得促進及び利活用の推進、子育てワンストップサービスをはじめとするマイナポータルの積極活用、情報連携の着実な実施、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入促進等並びに制度の周知・広報に積極的に取り組み、住民の利便性向上及び行政の業務効率化向上に努めること。

(4) トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成31年度においては、平成28年度に導入した16業務のうち2業務及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていること。

なお、窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしていることから、平成31年度においては導入しないこととしていること。

また、地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額を行わないこととしており、平成31年度においては、新たに110億円程度の影響額（基準財政需要額の減）が生じることが見込まれているが、これについては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成31年度においては、段階的な反映における3年目の見直しを実施することとしている

こと。

(6) 公営企業については、経営戦略の策定並びに事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

また、第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、関係を有するものについて経営健全化等に取り組むとともに、特に、財政的なリスクの高いものについては、各地方公共団体において策定する経営健全化のための方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むこと。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成 26 年 8 月 15 日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、一般職の職員を対象として給与等の処遇へ反映するなど、人事評価を適切に活用すること。

その際、「能力及び実績に基づいた人事管理の徹底」について、公務員の定年の引上げに関する検討会の論点整理等において言及されていることにも留意すること。

(3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成 30 年 11 月 6 日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講ずること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

② 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額増加額の縮減措置を講じていない団体、平成 18 年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体及び平成 27 年の給与制度の総合見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については、必要な措置を講ずること。

③ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

- ④ 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
- ⑤ 扶養手当について、国においては平成 29 年度以降、段階的に配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを行うこととされている。各地方公共団体においても国の見直しの趣旨を踏まえ、適切に対処すること。
- ⑥ 退職手当については、国においては平成 30 年 1 月 1 日から支給水準の引下げが行われている。地方公務員の退職手当についても、国に準じて必要な措置を講ずること。
- ⑦ 地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。これを踏まえ、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せずに一律に行うなどの不適正な運用がある場合には、速やかな是正を図ること。
- ⑧ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

(4) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(5) 地方公務員の臨時・非常勤職員については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 29 号) が平成 32 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、会計年度任用職員の募集開始に先立ち、条例・規則等を確実に整備すること。

なお、会計年度任用職員制度の導入に伴うシステム改修に要する経費に対して地方交付税措置を講ずることとしていること。

(6) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定) を参考にしながら、必要な取組を進めること。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して地方交付税措置を講ずることとしていること。

(7) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、積極的に事業の実施状況等の公表を行うこと。

(8) 災害発生時に迅速に応援職員を派遣するため、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費に対して地方交付税措置を講ずるとともに、職員の災害対応能力向上のため、資格取得・講習受講に要する経費に対して地方交付税措置を講ずることとしていること。

4 「人づくり革命」として、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進する

こととされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 施策を推進するための安定財源として、平成 31 年 10 月からの消費税率（国・地方）10%への引上げによる増収分のうち 1.7 兆円程度を、幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てることとされていること。

(2) 幼児教育の無償化については、平成 31 年 10 月から実施される予定であり、通常国会に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が提出される予定であるが、平成 31 年度は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、同年度に要する経費の地方負担分（2,349 億円）については、子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）により全額措置することとしていること。

なお、現行の子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の段階的無償化を含む就園奨励費に相当する給付に係る国と地方の負担割合についても、国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4 とすることとされていること。

また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成 31 年度（初年度）及び平成 32 年度（2 年目）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置することとされ、「子ども・子育て支援事業費補助金」（初年度分 120 億円）を都道府県及び市町村に交付することとされていること。なお、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（平成 31 年度から平成 35 年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずることとされていること。

(3) 高等教育の無償化については、平成 32 年 4 月から実施される予定であり、通常国会に「大学等における修学の支援に関する法律案」が提出される予定であるが、都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専修学校の確認及び減免費用の交付に係る事務費について、制度開始の平成 32 年度までの 2 年間は全額国費による負担として措置することとされ、平成 31 年度は「高等教育負担軽減実施体制整備費補助金」（2.8 億円（全額国費））を交付することとされていること。

5 平成 31 年度地方税制改正において、消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を 1 %分軽減するとされ、この措置による平成 31 年度の地方税の減収については、自動車税減収補填特例交付金（仮称）226 億円及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）23 億円により全額国費で補填することとしている。

6 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（以下「3 か年緊急対策」という。）に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、地方財政計画の投資的経費（直轄・補助）に 1 兆 1,500 億円程度を計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（防災・減災・国土

強靱化緊急対策事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%(通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余は単位費用により措置することとしている。

また、地方公共団体が、3か年緊急対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画の投資的経費(単独)に新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債(緊急自然災害防止対策事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間については、3か年緊急対策と併せ、平成32年度までとしているので、ご留意いただきたい。

- 7 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、平成32年度までに個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定するとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、公共施設等総合管理計画について、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」(平成30年2月27日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)等を踏まえ、平成32年度までに策定する個別施設計画等の内容を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果額を示した上で、平成33年度までに見直し、充実を図っていただきたい。個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画の見直し、充実にあたっては、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの確立など推進体制の充実を図っていただきたい。

これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」について、平成31年度は4,800億円(前年度同額)を計上した上で、長寿命化事業の対象を拡充し、橋梁、都市公園施設等を追加することとしている。

また、平成32年度までを事業期間としている市町村役場機能緊急保全事業については、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 8 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよ

う、緊急防災・減災事業費について、平成 31 年度は 5,000 億円（前年度同額）を計上している。

9 地方財政計画の歳出に計上している「重点課題対応分」（平成 30 年度計上額 2,500 億円）について、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等に係る経費 200 億円を新たに計上し、2,700 億円計上することとし、次の経費について地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

- ① 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備、データ移行作業等に係る経費。
- ② 住民情報の流出防止の徹底や L G W A N 接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費。
- ③ マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び情報連携に必要となる中間サーバー・団体内統合宛名システムの運用に係る経費。
- ④ 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの運用に係る経費。
- ⑤ デジタル化した消防救急無線のシステム運用に係る経費。

(2) 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織の設立や運営に係る経費。

また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る経費。

(3) 森林吸収源対策等の推進

森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の運用、森林の所有者の確定・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に係る経費。

(4) 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等

森林環境譲与税（仮称）を財源として、市町村が実施する間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する経費並びに森林整備等を実施する市町村への都道府県の支援等に関する経費。

10 平成 31 年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（7,544 億円）について地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

- ① 子ども・子育て支援新制度において、平成 27 年度から実施している教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上については、引き続き実

施すること。(3,541 億円)

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ること。(237 億円)

## (2) 医療・介護

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。(医療分 345 億円、介護分 275 億円)

② 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ること。(267 億円)

③ 介護保険の 1 号保険料の低所得者軽減強化について、市町村民税非課税世帯全体を対象に、完全実施すること。(450 億円)

11 平成 28 年度に創設された「地方創生推進交付金」については、交付上限額の見直し等制度の改善が図られている。また、U I J ターンによる起業や中小企業等での就業を円滑に実現するための移住支援等が追加され、当該事業に係る地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

12 産学金官(産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体)の連携により、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」については、融資額(又は出資額)が公費による交付額の 1.5 倍以上となる場合の交付金の上限額を引き上げるなど制度の改善を図ることとしている。

また、地方公共団体の三大都市圏に所在する民間企業等の社員受入れを支援する「地域おこし企業人交流プログラム」に係る特別交付税措置については、企業人の受入れに要する経費の上限額を引き上げることとしている。あわせて、「地域おこし協力隊」については「おためし地域おこし協力隊」に要する経費について、「子ども農山漁村交流プロジェクト」については中学校の取組等について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。また、地域内外の人材と企業のマッチングを目的とする戦略の策定・戦略に基づく取組を支援する「地域企業人材支援事業」に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。集落を支える地域運営組織の運営体制強化を図るため、地域運営組織による生活サービス関連事業の起業等の支援に要する経費について新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

13 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携

中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講ずることとしている。

- 14 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、地方財政措置を講ずることとしている。
- 15 地方版総合戦略に基づき、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金造成を行う場合及び地方公共団体と国公私立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を行う場合に、これらに要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの財政措置を活用し、精力的に取り組んでいただきたい。特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む役割が期待されており、その活性化に積極的に取り組んでいただきたい。

- 16 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金については、将来負担比率に算入されており、各地方公共団体においては、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対し説明責任を適切に果たされたいこと。

また、第三セクター等が経営破綻した場合に財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、必要な見直しを行うこと。なかでも、出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ること。

- (3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (4) 公営企業については、経営戦略の策定並びに事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて経営基盤の強化等に取り組むことにより、効率化・経営健全化を推進すること。
- (5) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総務大臣通知）等を踏まえ、各地方公共団体において、関係を有するものについて経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定

について」(平成30年2月20日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)を踏まえ平成30年度中に策定・公表することとされている経営健全化のための方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むこと。

17 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等について、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。なお、基金の積立状況等について、財政状況資料集において「見える化」を図ることとしていること。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日)に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

18 地方公会計については、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳を適切に更新し、分かりやすく開示するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に積極的に活用していただきたい。そのため、総務省において開催している「地方公会計の推進に関する研究会」における検討の内容を踏まえ、財務書類等の情報を基に施設別、事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法や事例等を周知するとともに、財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成等に要する一定の経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

19 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。

20 一般行政経費(単独)に係る決算情報については、総務省において開催している

「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」における検討等を踏まえ、全国の状況についてより詳細な把握・分析を進めているところであり、今後、地方財政状況調査（決算統計）の調査内容の充実を図る予定であるので、ご留意いただきたい。

- 21 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号）等に基づき、適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期等の平準化など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の成立等を踏まえ「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂（平成 30 年 7 月 2 日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）されたことから、本ガイドラインの内容等を十分にご理解いただき、適正な工期設定や下請契約、施工時期等の平準化、必要経費へのしわ寄せ防止の徹底（法定福利費や安全衛生経費など）等について、取組の強化にご留意いただきたい。

また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号）において、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

- 22 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地域医療構想の実現に向けて、介護療養病床等については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により新たな介護保険施設として新設された介護医療院及び在宅医療等への転換を推進することとされていること。
- (2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

23 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 31 号）に基づき、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、新制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 平成 31 年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる 1,772 億円（全額国費）が確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 72 条の 2 に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の 9%分）については、その所要額（6,436 億円）について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

ア 保険料軽減制度（4,423 億円（都道府県 3/4、市町村 1/4））

イ 保険者支援制度（2,594 億円（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4））

ウ 高額医療費負担金（3,723 億円（国 1/4、都道府県 1/4、都道府県国保 1/2））

エ 国保財政安定化支援事業（1,000 億円（市町村単独））

(2) 予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（912 億円（全額国費））を交付することとされていること。

また、普通調整交付金について、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討することとされていること。

(3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて取り組むこと。

24 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 保険料軽減制度（2,989 億円（都道府県 3/4、市町村 1/4））

(2) 高額医療費負担金（3,106 億円（国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2））

(3) 財政安定化基金 (193 億円 (国 1 / 3、都道府県 1 / 3、広域連合 1 / 3))

また、保険料軽減特例措置については、「今後の社会保障改革の実施について」により、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割 (現行 5 割軽減) について、平成 31 年 4 月に軽減特例措置を廃止することとされていること。

なお、健康寿命の延伸等を目的とした保健事業と介護予防の一体的な実施については、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議報告書」(平成 30 年 1 2 月 3 日高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議)において、市町村が実施することとする場合の実施体制等が示されており、これを踏まえた「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出される予定であること。

25 介護保険制度における自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、これらの取組に係る客観的な評価指標による「保険者機能強化推進交付金」(200 億円 (全額国費)) を交付することとされている。また、第 8 期の介護保険事業 (支援) 計画期間における調整交付金の活用方策について、第 7 期の介護保険事業 (支援) 計画期間中に検討し、結論を得ることとされている。

26 「予防接種法」(昭和 23 年法律第 68 号) に基づく定期の予防接種について、風しんに関する追加的対策として、抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種を実施することとされており、その所要額について地方交付税措置を講ずることとしている。

27 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定) に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所等の地方交付税措置について、道府県の標準団体に児童福祉司 16 名及び児童心理司 4 名、市町村の標準団体に 2 名を増員することとしている。

28 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり支援措置を講ずることとしている。

(1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備 (消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等) の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対し市町村が行う助成に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていること。

特に、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るために市町村が実施する消防団の活動用資機材の整備に係る「消防団救助能力向上資機材緊急整備事業」の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方

交付税措置を講ずることとしていること。

これらの財政措置を活用し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号）及び「消防団の確保等に向けた重点取組事項について」（平成 30 年 1 月 19 日付け消防庁長官通知）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 複数の消防本部が共同で策定した計画に基づき、当該複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(4) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とすることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費についても対象としていること。

また、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費等について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 避難所の環境整備や被害情報等の一元的な把握を図るため、指定避難所における空調設備及びW i - F i 等、被災者関連機能等を有する防災情報システム並びに災害時オペレーションシステムの整備に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(6) 住民への防災情報の伝達手段の強化を図るため、防災行政無線の機能強化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とするとともに、戸別受信機等の有償貸与による配備及び携帯電話網等を活用した情報伝達手段の整備に要する経費について、平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえ、地方財政措置を講ずることとしていること。

(7) 地震や水害等の重大な自然災害が発生した際に、住民に緊急情報を迅速かつ確実に提供するため、J - アラートに係る情報伝達手段の多重化に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

また、J - アラートの受信機等関係機器の保守及び点検に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(8) 南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）第 50 条の規定により市町村が無償で使用している国有

の消防用車両及び資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(9) 相次ぐ消防防災ヘリコプターの墜落事故の教訓及び消防防災ヘリコプター操縦士の今後の大量退職を踏まえ、道県が運航する消防防災ヘリコプターの運航の安全確保のための2人操縦体制の導入に係る経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、消防本部が行う操縦士のOJT及び自主養成に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(10) 増加する外国人傷病者に対応するための多言語音声翻訳アプリの利用、医療機関の受入可否情報の閲覧、搬送実績や傷病者に係る情報の入力・閲覧等ができるよう、タブレット型情報通信端末等の救急自動車への配備に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

29 沖縄振興一括交付金を補完するものとして、「沖縄振興特定事業推進費」(30億円)を創設することとされており、当該事業の地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

30 「被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)」に基づく被災者生活再建支援法人に対する拠出のための経費については、その全額に地方債を充当できるとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式により80%を基準財政需要額に算入することとしている。

31 5G・IoT時代に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その事業費の一部を補助する「高度無線環境整備推進事業」の地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

32 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、平成30年度補正予算(第2号)で創設することとされている「外国人受入環境整備交付金(仮称)」については、交付金創設に伴い平成31年度予算で新たに国庫補助対象となる「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮称)」の運営に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしている。

また、外国人の相談ニーズに適切に対応するための行政・生活情報の多言語化に要する経費や地域における多文化共生施策を推進するための「多文化共生アドバイザー制度」等の活用に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

33 団体営土地改良事業については、都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を定める指針を農林水産省が策定することを踏まえ、団体営土地改良事業に係る地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

「農地耕作条件改善事業」「農業水路等長寿命化・防災減災事業」を活用して実施する国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る市町村負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

34 「主要農作物種子法」(昭和27年法律第131号)に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」(平成29年法律第20号)の施行後においても、「種苗法」(平成10年法律第83号)等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしている。

35 通常国会に提出される予定である「中小企業の事業活動の継続に資するための中  
小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」に基づき、地域における小規模事  
業者支援を推進するため、地方公共団体等が行う事業継続力強化支援計画及び経営  
発達支援計画の策定等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとして  
いる。

36 通常国会に提出される予定である「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島  
振興開発特別措置法の一部を改正する法律案」に基づき、「奄美群島振興交付金」  
を引き続き交付できることとされているが、当該交付金の対象事業に追加される  
「特定重点配分対象事業(仮称)」等の地方負担について、特別交付税措置を講ず  
ることとしている。

37 インフラ施設の適正管理等を推進するため、施設の点検の効率化・充実に資する  
ICTデータベースシステム及びドローンの導入に要する経費について、特別交付  
税措置を講ずることとしている。

38 民間事業者等のブロック塀等で、地方公共団体が定める避難路等の沿道にあるも  
のの耐震診断等の実施に要する経費のうち、防災・安全交付金等による住宅・建築  
物安全ストック形成事業等に係る地方負担について、特別交付税措置を講ずること  
としている。

39 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、中小企業金融対  
策、消費者行政費、国際化推進対策(外国青年招致事業を含む。)、新型インフルエ  
ンザ対策、肝炎対策、がん検診、地域医療提供体制の確保(休日等における地域医  
療提供体制の確保を含む。)、教育教材の整備、学校図書館の図書整備、教育情報化  
の推進、地域の人材力活性化、ラグビーワールドカップ2019、2020東京オリンピ  
ック・パラリンピック競技大会等については、引き続き、地方財政措置を講ずるこ  
ととしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) ラグビーワールドカップ2019に向け、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治  
体が行う、公認キャンプの受入や住民と選手との交流等に要する経費及び開催自治  
体が大会運営等に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしているこ  
と。また、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体であって、かつ、公共施設等

総合管理計画を策定している地方公共団体が、ラグビーワールドカップ 2019 の試合や公認キャンプで活用する既存のスポーツ施設を国際基準に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、同大会の競技会場が所在し、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、同大会の競技に活用する既存のスポーツ施設を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が求める要件に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(3) 都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等やドクターヘリ導入促進事業、へき地巡回診療航空機運営事業及びへき地患者輸送航空機運行支援事業の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

40 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和 27 年法律第 292 号）に規定されているところであるが、平成 31 年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

41 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、その経営については、一部に改善の動きは見られるものの、依然として厳しい状況にある。

各施行団体にあつては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしている。

42 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であつて良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 30 年改定版）」（平成 30 年 6 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）において、実効性のある優先的検討の推進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様な PPP/PFI 手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI 事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

43 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策 5 か年事業」（平成 28 年度～平成 32 年度）に該当する経費に対して、次のとおり措置を講ずることと

している。

(1) 東日本大震災の被災団体等の職員及び東日本大震災の被災団体等に現に派遣されている職員に係る経費について、震災復興特別交付税を措置することとしていること。

(2) 東日本大震災の被災団体等に派遣され、当該派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員に係る経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

44 復興特区法等に基づき、平成 31 年度以降に施設等を新設又は増設した者に対し地方税の課税免除等を行う場合において、これに伴う減収額に対する震災復興特別交付税による補填については、雇用等被害地域（「東日本大震災復興特別区域法」第 2 条に規定する東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域）を含む市町村にあっては、平成 31 年度税制改正において当該施設の新設等に係る国税の税額控除率等の引下げを行わないこととされたことを踏まえ、減収額の全額を補填の対象とすることとしている。

45 地方消費税の清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成 24 年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成 28 年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新し、平成 31 年 4 月 1 日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」、「産業用機械器具賃貸業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」、「広告業」、「商業写真業」、「その他の技術サービス業」、「産業廃棄物処理業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「労働者派遣業」、「ビルメンテナンス業」及び「他に分類されない事業サービス業」の欄の額を除外することとしている。

46 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 69 号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

なお、平成 31 年 10 月から平成 32 年 3 月までの間においては、引上げ後の経過措置として、地方消費税収のうち、引上げ分の割合が 17 分の 7、従来分の割合が

17分の10とされていること。

(2) 地方消費税率の引上げに関する広報

消費税率（国・地方）の引上げ等については、社会保障と税の一体改革の意義、地方税財源の充実・確保の観点からの必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応などについて、課税主体等である地方公共団体として、主体的かつ積極的に、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

(3) 消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応

消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応については、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁）が示されるとともに、平成30年12月27日付けで「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）が改正されているところであり、各地方公共団体においても、消費税率（国・地方）の引上げに伴う影響額の歳出予算への適切な計上にご留意いただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組みたい。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講ずるようご留意いただきたい。

なお、詳細については、別途通知することとしている。

また、国においては、消費税率（国・地方）の引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講ずることとされているところであり、各地方公共団体において、自らが事業の実施主体となる場合には、その円滑な実施を図るようご留意いただきたい。

なお、臨時・特別の措置の一つとして、消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討することとしている。事業の実施に向けて、平成31年度においては、積極的な事業の広報、マイキーIDの作成に対する支援や、自治体ポイントが利用できる店舗の募集など、必要な環境整備を促進することとしているので、各地方公共団体においては、事業への積極的な参加を検討していただきたい。なお、詳細については、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。

47 平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方公共団体においては、「消費税の軽減税率制度の広報・周知等について（依

頼)」（平成30年2月19日付け総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長通知）、  
「消費税軽減税率制度の広報・周知等について」（平成30年2月19日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）、「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成31年1月24日付け総務省自治税務局事務連絡）及び、後日、発出予定の通知に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、事業者としての立場からの軽減税率制度への対応、各種事業者団体等による説明会の開催支援、広報・周知、事業者等からの相談への対応など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたい。

また、「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」等において各都道府県税務担当部局に依頼しているが、平成31年4月を目途に、管内市区町村を含め、税務担当部局、商工担当部局、公営企業担当部局及び財政担当部局等の職員に対して、軽減税率制度の概要、管内事業者へ周知すべき内容、地方公共団体が事業者として必要な対応等について理解を深めるため、国税庁及び中小企業庁の協力を得ながら、軽減税率制度等に係る研修会が開催される予定であるため、各地方公共団体においては、当該研修会に積極的に職員を派遣していただきたい。

なお、自治税務局において、事業者に対する軽減税率制度への準備の啓発や各種支援策の紹介を目的としたチラシを作成し、平成31年6月を目途に都道府県及び市区町村の税務担当部局に配布する予定であるため、税務担当部局と適宜連携の上、公営企業部局及び普通会計経理担当部局並びに貴都道府県内市区町村及び一部事務組合等に対する周知等に当たっても、適宜活用していただきたい。

(以上)

19年度地財計画は、「臨時交付金」、「特例交付金」、「森林環境譲与税」など新たな財源によって膨らんでいる。幼児教育の無償化財源は最初の半年だけの全額国費負担なのであり（事務費については2年間）、2020年度からは、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担ルールが適用される。これまでの税と社会保障の一体改革における消費税・地方消費税の社会保障の充実分に関する負担割合は、国2、地方1であったことを考えれば、地方負担分が大きくなる。消費税10%時には（国）消費税からの地方交付税への算入割合も下がることなどを考え合わせれば、地方負担は確実に増える。全国市長会はもう少し頑張るべきだったのではないだろうか。



# 【資料】



## 平成31年度茨城県当初予算案 平成31年2月



### ◎ 予算編成の基本方針

県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、「4つのチャレンジ」を推進する。

I「新しい豊かさ」へのチャレンジ

II「新しい安心安全」へのチャレンジ

III「新しい人財育成」へのチャレンジ

IV「新しい夢・希望」へのチャレンジ

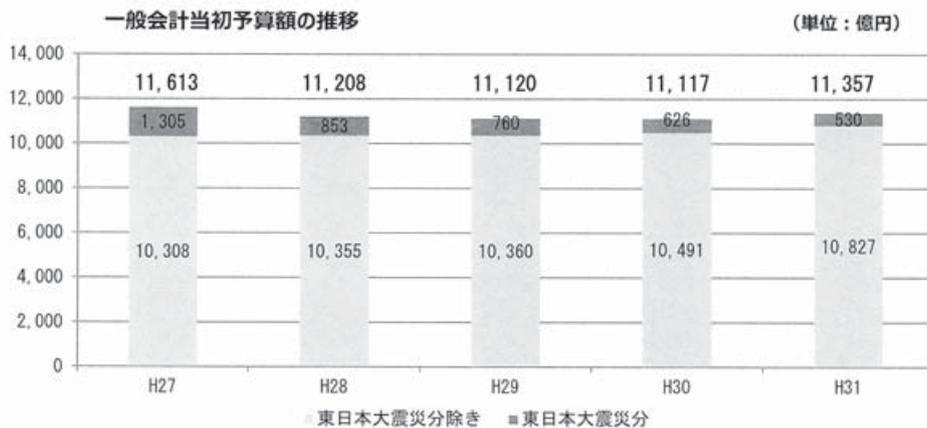
- H31は、これまでにまいた種から出た芽を、大きく育てる年。
- 施策の効果をきめ細かく分析し、必要に応じて、内容の見直しや、新たな取組みを実施。

**「新しい茨城づくり」への挑戦を加速させる**

## ◎ 予算規模

### 一般会計予算額 1兆1,357億1,300万円

(対前年度比 +240億2,500万円 +2.2%)  
 《東日本大震災関連分除き +335億8,100万円 +3.2%》



平成31年度当初予算案

3

## ◎ I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

▶ 全国トップレベルの本社機能等誘致補助制度を創設し、7件を補助対象に認定

● 本社機能移転強化促進補助 5,000百万円

▶ 100ha超の水稲経営体を育成支援する制度を創設し、5地区で取組を開始

● 茨城モデル水稲メガファーム育成事業 189百万円

など

### ★ 県内の人手不足解消に向け、外国人材の確保に着手

外国人材と県内企業との橋渡しや、外国人材に選ばれる環境づくりを実施

● 外国人材活躍促進事業 75百万円

### ★ 本県農産物を全国トップブランドに育成し、イメージ向上・高付加価値化を実現

「恵水（梨）」と「常陸の輝き（豚肉）」を、全国トップレベルのブランドに育成

● いばらき農林水産物トップブランド育成事業 55百万円

### ★ 県北地域に、付加価値の高い有機農業の大規模モデル団地を整備

モデル団地の整備と生産技術の向上を支援

● いばらきオーガニックステップアップ事業 107百万円

<その他の取り組み>

★ 全国初の総合的な宇宙ビジネス支援施策を更に拡大 105百万円

★ 新たにインキュベーション施設を整備し、ベンチャー企業の活動を支援 92百万円 [H30最終補正予算と合わせて実施]

★ ターゲットを絞り込み戦略的に県産品の海外販路を拡大 215百万円



平成31年度当初予算案

4

## II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

- ▶ 最優先の病院・診療科（必要医師17名）を選定して重点対策を講じ、4名を確保
  - 県外からの医師確保強化事業 204百万円 等
- ▶ がん患者の療養生活や社会参加をサポートするため、約370名のウィッグ購入等を支援
  - いばらきがん患者トータルサポート事業 25百万円 など

### ★精神障害者に係る医療費助成制度の対象を拡大

- 新たに、精神障害者保健福祉手帳（1級）保持者を対象として追加
  - 重度心身障害者医療費助成事業（拡充分） 123百万円

### ★地域のことは地域で解決する新たな「茨城助け合い運動」を展開

- 地域課題の解決に向けた取り組みを行うNPO等を対象に、活動経費を助成
  - 茨城助け合い運動推進事業 61百万円

### ★ソフト・ハードを組み合わせた治水・浸水被害対策を推進

- 住民の逃げ遅れ防止のため、治水の優先度が高い堤防未整備地域等の住民を対象としたマイマップやマイ・タイムラインの作成等を支援するとともに、緊急的な治水対策を実施
  - 住民避難力強化事業 6百万円
  - 治水関連事業（公共事業） 11,363百万円

<その他の取り組み>

- ★ 県立高校等5校に医学コースを設置 9百万円
- ★ ICTの活用による遠隔医療の推進 73百万円



平成31年度当初予算案

5

## III 「新しい人材育成」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

- ▶ 中高生80名に、トップレベルの英語・プログラミング学習の機会を提供
  - 次世代グローバルリーダー育成事業 59百万円
  - プログラミング・エキスパート育成事業 42百万円
- ▶ 子どもが入院した場合の医療費助成の対象を、高校3年生まで拡大
  - 小児医療費助成事業 3,051百万円 など

### ★少子化対策のため、多子世帯の子育て支援を拡大

- 第3子以降で3歳未満の子どもの保育料について、所得制限を撤廃し、完全無償化
  - 多子世帯保育料軽減事業 571百万円

### ★中高一貫教育校を各地域に設置し、県立学校での「学びの質」を向上

- 県立高等学校改革プランに基づき、2020年度以降、中高一貫校10校を順次開設
  - 県立高等学校改革プラン推進事業 636百万円

### ★子どもたちが変化の激しいこれからの時代を「生き抜く力」を養成

- 企画立案や実践を通じて、高校生が自ら課題を発見し解決に向け行動できる力を養成
  - I BARAKI トリーム・バス事業 9百万円

<その他の取り組み>

- ★ いじめについて子供たちが相談しやすいよう、SNS相談窓口の活用を実証研究 など 29百万円
- ★ 本県の外国人児童生徒の多国籍化に対応し、日本語指導体制を整備 7百万円



平成31年度当初予算案

6

## IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

▶バーチャルユーチューバー「茨ひより」を起用、いばキラTVチャンネル登録者数が2万人増加

⑧ いばらきインターネットテレビ事業 64百万円

▶アンテナショップ「IBARAKI sense」をオープン、厳選された茨城の逸品を紹介

⑧ いばらきアンテナショップ運営事業 63百万円

など

### ★第74回国民体育大会、第19回全国障害者スポーツ大会の開催

併せて、全国初の「都道府県対抗eスポーツ大会」を開催

⑧ 第74回国民体育大会推進事業 4,939百万円

⑧ 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業 2,173百万円

⑧ 全国都道府県対抗eスポーツ選手権大会事業 40百万円

### ★県フラワーパークを、国営ひたち海浜公園・ネモフィラと並ぶ「花の聖地」に

2020年度のリニューアルオープンに向け民間企業の経営感覚と発想を活かした改修等を実施

⑧ 茨城県フラワーパークリニューアル関連事業 199百万円 [H30最終補正予算と合わせて実施]

### ★アクアワールド大洗が、夜も楽しめる水族館に大変身

神秘的なクラゲなど普段見られない「夜」の生き物の生態等の展示により、水族館を夜型観光の牽引役に

⑧ アクアワールド茨城県大洗水族館魅力向上事業 700百万円

<その他の取り組み>

★在京キー局でのテレビCM放送など、メディアを活用した魅力発信を強化 233百万円

★地域の特色を最大限に活かし、サイクルツーリズムを全県的に推進 12百万円

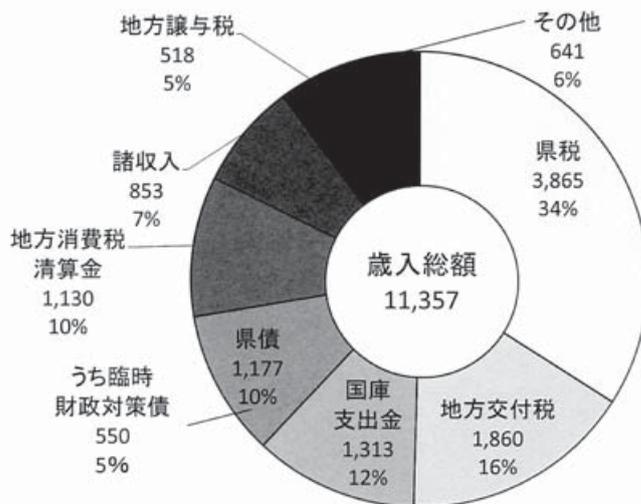


平成31年度当初予算案

7

## 主な歳入の内訳

(単位：億円，構成比)



### 前年度から増加

- ・県税 (+0.5%)  
企業収益の増による法人事業税の増
- ・地方交付税 (+0.6%)  
普通交付税の増
- ・国庫支出金 (+3.6%)  
国補公共事業の増
- ・地方消費税清算金 (+11.6%)  
清算金収入の増
- ・地方譲与税 (+5.6%)  
地方法人特別譲与税の増

### 前年度から減少

- ・県債 (▲4.4%)  
臨時財政対策債の減
- ・諸収入 (▲7.2%)  
震災関連等の融資残高の減に伴う償還金収入の減

**実質的な一般財源総額 7,144億円 (対前年度比+106億円 +1.5%)**

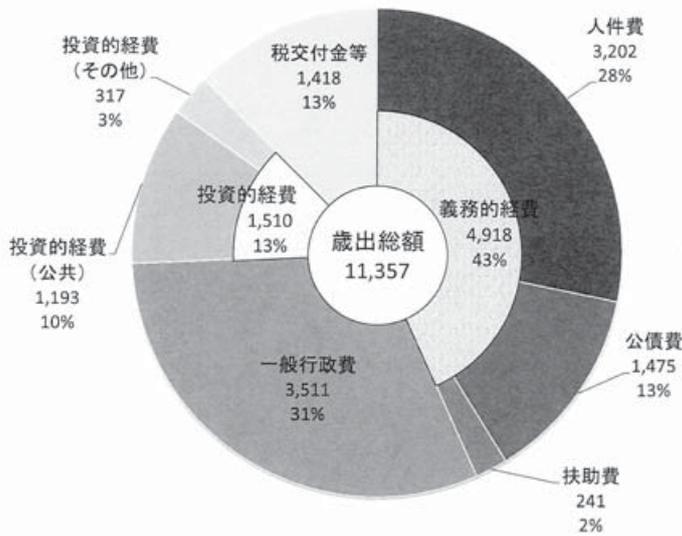
※実質的な一般財源総額…県税(地方消費税清算後)、普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の合計

平成31年度当初予算案

8

## ◎ 主な性質別歳出の内訳

(単位：億円，構成比)



### 前年度から増加

- ・公債費 (+0.9%)  
臨時財政対策債等の元金償還の増
- ・扶助費 (+3.5%)  
児童扶養手当支給対象者数の増
- ・一般行政費 (+3.6%)  
国民体育大会開催経費の増
- ・投資的経費 (+3.4%)  
公共事業の増
- ・税交付金等 (+4.8%)  
地方消費税交付金の増

### 前年度から減少

- ・人件費 (▲0.6%)  
退職手当等の減

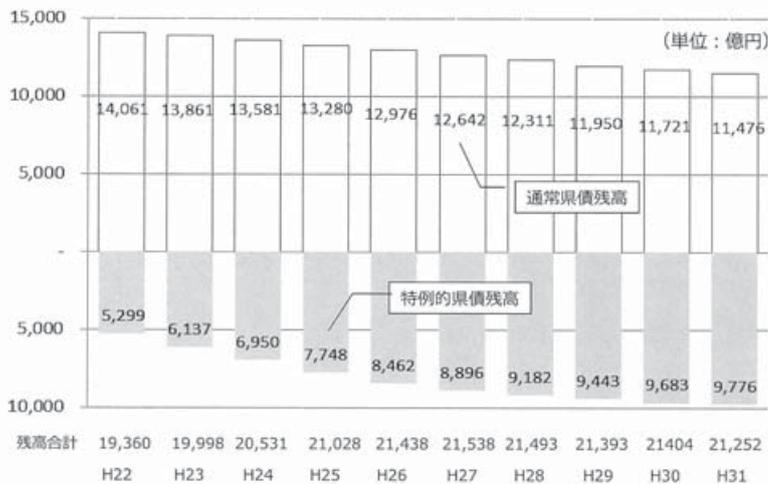
平成31年度当初予算案

9

## ◎ 県債残高の推移

県債残高 2兆1,252億円 (対前年度比▲152億円)

うち通常県債残高 1兆1,476億円 (対前年度比▲245億円)



これまで公共投資の重点化・効率化を行ってきた結果、特例的県債を除く通常県債残高は近年減少し続けている。

H29までは決算額，H30は9月補正予算後見込額，H31は当初予算時見込額。

注1「通常県債」：公共投資に充てる県債や，退職手当債など。

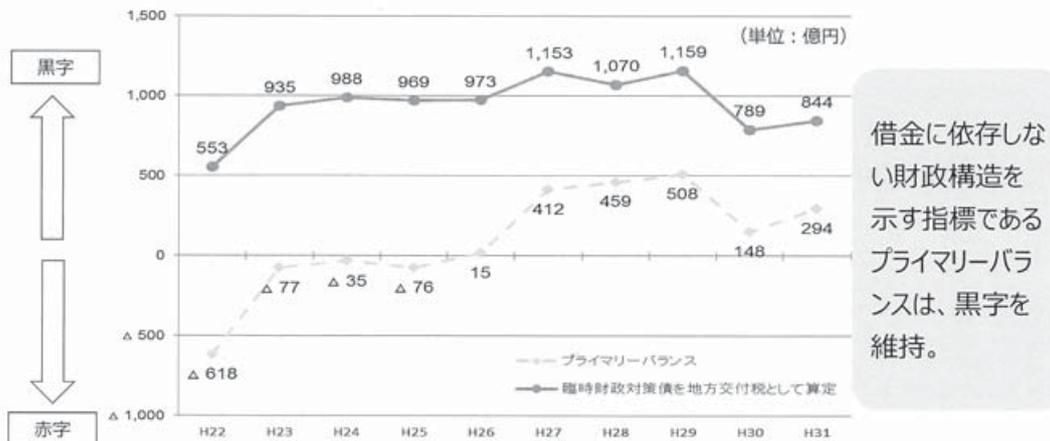
注2「特例的県債」：地方の財源不足を補うために，国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債，減収補填債など）。

平成31年度当初予算案

10

## プライマリーバランスの推移

プライマリーバランス +294億円（対前年度比+146億円）  
**臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合**  
**+844億円（対前年度比+55億円）**



H29までは決算額，H30は9月補正予算後見込額，H31は当初予算時見込額。

注1 「プライマリーバランス」：現在の行政サービスに必要な歳出（県債の元利償還金を除いた歳出）が、現在の世代が負担している歳入（県債・基金繰入金等を除いた県税収入などの歳入）で賄えているかどうかを示す指標。〔（県債・一般財源基金繰入金等を除いた歳入）－（元利償還金を除いた歳出）〕。

注2 「臨時財政対策債」：国の制度に基づき、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を肩代わりして発行する県債。

# 平成31年度

## 当初予算案参考資料

### 茨城県

#### 目次

##### I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

1	イノベーション創発型対日直接投資促進事業	(営業戦略部)
2	(新)次世代技術活用ビジネスイノベーション創出事業	(産業戦略部)
3	いばらき宇宙ビジネス創造拠点事業	(産業戦略部)
4	(新)つくば創業プラザ分室整備関連事業	(産業戦略部)
5	(新)「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業	(産業戦略部)
6	(新)つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクト事業	(政策企画部)
7	(新)茨城県北クリエイティブプロジェクト事業	(政策企画部)
8	(新)外国人材活躍促進事業	(産業戦略部)
9	(新)わくわく茨城生活実現事業／ (新)地域課題解決型起業支援事業	(企画／産業)
10	(新)いばらきグローバルビジネス推進事業	(営業戦略部)
11	(新)いばらき農林水産物トップブランド育成事業	(営業戦略部)
12	(新)いばらきの儲かる園芸経営モデル育成事業	(農林水産部)
13	(新)いばらきオーガニックステップアップ事業	(農林水産部)
14	(新)強い漁業経営体支援事業	(農林水産部)
15	(新)市町村森林整備等バックアップ事業	(農林水産部)
16	イノシシ等被害防止対策関連事業	(農林／生環)
17	(新)ICTを活用した業務改革推進事業	(政策企画部)
18	(新)庁内保育所設置運営事業	(総務部)
19	運動部活動地域連携再構築事業	(教育部)

##### II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

20	(新)県立学校未来の医師育成事業	(教育部)
21	ICT活用による医療体制強化支援事業	(保健福祉部)
22	県外からの医師確保強化事業	(保健福祉部)
23	地域医療支援センター事業	(保健福祉部)
24	(新)介護人材確保育成事業(チャレンジ・シニア参入促進事業分)	(保健福祉部)

25	医療的ケア児等受入促進事業	(保健福祉部)
26	(新)手話言語普及促進事業	(保健福祉部)
27	(新)茨城助け合い運動推進事業	(県民生活環境部)
28	住民避難力強化事業	(防災・危機管理部)
29	防災対策調査・普及啓発等事業	(防災・危機管理部)

##### III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

30	(新)県立高等学校改革プラン推進事業	(教育部)
31	(新)IBARAKI ドリーム・パス事業	(教育部)
32	いじめ問題対策推進事業	(教育部)
33	(新)グローバル・サポート事業	(教育部)
34	(新)図書館魅力向上推進事業	(教育部)
35	多子世帯保育料軽減事業	(保健福祉部)
36	家庭的保育事業促進事業	(保健福祉部)

##### IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

37	(新)茨城県フラワーパークリニューアル関連事業	(農林水産部)
38	アクアワールド茨城県大洗水族館魅力向上事業	(県民生活環境部)
39	(新)県北ニューツーリズム推進事業	(政策企画部)
40	(新)いばらきサイクルツーリズム等推進事業	(企画／営業／土木)
41	(新)県庁舎維持管理事業(県庁舎展望ロビー改修分)	(総務部)
42	メディア活用魅力発信強化事業	(営業戦略部)
43	第74回国民体育大会推進事業	(国体・障スポ局)
44	第19回全国障害者スポーツ大会推進事業	(国体・障スポ局)
45	(新)全国都道府県対抗eスポーツ選手権大会事業	(国体・障スポ局)
46	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	(県民生活環境部)
47	(新)都市間高速バスネットワーク強化事業	(政策企画部)

## イノベーション創発型対日直接投資促進事業

【H31当初予算額 44,519千円】

営業戦略部グローバル戦略チーム投資・誘致G (029-301-2858)

本県への外資系企業誘致に向けて、関係機関とより一層連携した営業活動に取り組むとともに、充実した支援制度をはじめとした投資環境の優位性をPRし、さらなる雇用とイノベーションの創出につなげます。

### 1 推進体制整備 (329千円)

- ・行政、ジェトロ、研究機関、支援機関、大学、金融機関等による「いばらき対日投資県内誘致促進連絡協議会」の開催

### 2 情報発信 (18,590千円)

- (1) 企業個別訪問、訪問企業を対象とした県内視察ツアー（国内）
- (2) 進出有望企業への個別PR（2社→5社）【拡充】  
 （外資系企業の海外本社訪問等によるPRや本県への招へい、コンサルティング業務委託（過去の招へい企業のフォローアップ含む））

### 3 外資系企業誘致に向けた支援制度 (25,600千円)

- ・県内に新たに事業拠点を設置する外資系企業への補助
- ① 設立補助 (補助率1/2, 上限200万円)
- ② 研究開発補助 (補助率1/4, 上限200万円)
- ③ 賃料補助 (補助率1/2, 上限240万円)



進出有望外資系企業への知事トップセールス

1

## 次世代技術活用ビジネスイノベーション創出事業（新規）

【H31当初予算額 105,049千円】

産業戦略部技術振興局技術革新課技術革新支援G (029-301-3579)

新ビジネス創出による中小企業の競争力強化を図るため、IoT・AI等の知識やビジネス創出ノウハウ等の修得から、ビジネスプラン構築、次世代技術を活用したビジネスの創出・展開まで、一貫した支援を実施します。

### 1 新ビジネス創出のワンストップ支援体制整備

- ・統括プロデューサーの設置
- ・茨城県産業技術イノベーションセンターに「IoT・AI等協創スペース」（コワーキングスペース）を新設し、ビジネス創出の機運醸成とアイデア実証の環境を整備

### 2 新ビジネス創出支援

- (1) IoT・AI等を活用できる人材の育成
  - ・アイデア創出やビジネスプラン構築ノウハウの修得支援
  - ・IoT等の仕組みを理解し、データ分析・活用できる人材の育成
- (2) ビジネスプラン構築
  - ・顧客ニーズ等からアイデアを検証・修正し、ビジネスプランを構築する一連の流れをメンター（経験豊富な指導者）が助言
  - ・ビジネスプランを審査し、優れた案件を選定



2

## いばらき宇宙ビジネス創造拠点事業

【H31当初予算額 105,316千円】

産業戦略部技術振興局科学技術振興課国際戦略総合特区推進室 (029-301-2515)

今後の宇宙ビジネスの市場拡大を見据え、国やJAXA等と連携し、本県の強みを活かして宇宙関連企業が活動しやすい環境づくりに取り組むことにより、宇宙ベンチャー等の創出・誘致と県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入を積極的に推進します。

### 1 宇宙ベンチャー活性化の「場」づくり (11,528千円)

- ・衛星データの利用講習会やシンポジウムの開催、ベンチャーと投資家とのマッチング等のコミュニティづくり

### 2 宇宙産業の集積に向けた支援 (28,143千円)

- ・JAXA等が保有する試験設備利用料補助 <補助率 2/3, 上限 80万円>
- ・販路開拓(展示会出展, 現地コーディネーター等) 補助 <補助率 2/3, 上限 400万円>
- ・衛星データを活用したソフトウェア開発補助 <補助率 2/3, 上限 400万円>



### 3 茨城県産業技術イノベーションセンターへの設備整備等 (46,000千円)

- ・衛星等に搭載する電子機器開発に用いる小型試験設備(3次元電磁界シミュレータ等)の整備等



### 4 宇宙ビジネス創造プラットフォームの運営 (19,645千円)

- ・いばらき宇宙ビジネスコーディネーターの配置
- ・宇宙ビジネスの創出・参入を目指す法人・個人からの各種相談対応
- ・企業や研究機関への訪問を通じたニーズの把握、シーズの発掘
- ・県内宇宙関連試験設備の利用案内 等



3

## つくば創業プラザ分室整備関連事業 (新規)

【H31当初予算額 91,526千円】

産業戦略部技術振興局技術革新課イノベーション創出G (029-301-3522)

※H30最終補正予算額を含む

ベンチャー企業の創業促進と利便性向上を図るため、東京からも便利なつくばエクスプレスつくば駅周辺において、インキュベーション施設(つくば創業プラザ分室)を整備・運営します。

### 1 事業内容

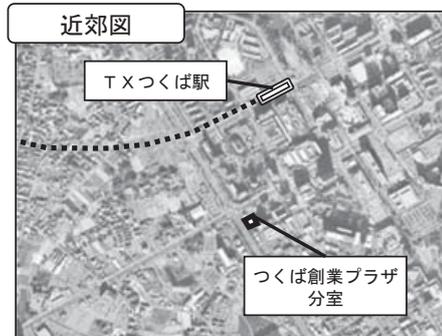
- ・ベンチャー向けオフィス(約30㎡/室, 6室)の提供
- ・事業活動支援  
指定管理者による事業計画策定支援や販路開拓支援, 融資相談, 各種情報提供などの経営支援

### 2 つくば創業プラザ分室概要

- ・所在地: 茨城県つくば市東新井13-2  
(民間ビルの一部を県が賃借)  
つくばエクスプレスつくば駅から徒歩約8分
- ・事業活動支援を行う職員を施設内に配置

### 3 スケジュール(予定)

- ・4月~9月 施設整備
- ・8月~9月 入居企業募集
- ・10月~ 施設運営開始, オフィス入居



4

## 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業（新規）

【H31当初予算額 22,000千円】 産業戦略部中小企業課経営支援室（029-301-3554）

地域の企業の維持・発展のため、「茨城県事業承継支援ネットワーク」を活用し、事業承継に関する機運醸成を図るとともに、中小企業等のM&Aマッチングの推進により、事業承継の推進を強化します。

- 1 事業承継支援ネットワーク事業**  
「茨城県事業承継支援ネットワーク」参画機関（金融機関、商工会議所、商工会、産業支援機関等）による事業承継診断の実施
- 2 M&Aチャレンジ事業（4,000千円）**  
M&Aによる事業拡大の機運を醸成し、県内における買い手企業の育成やM&Aマッチングを促進  
・ M&A、MBO、第二創業等のセミナー開催  
・ M&Aピッチ会の実施
- 3 M&Aマッチング促進事業（18,000千円）**  
M&Aマッチングコーディネーターを配置し、地域金融機関等と連携しながら、民間企業のインターネットプラットフォームを活用することにより、企業の規模やニーズに応じたM&Aマッチングを促進

※M&A：企業の合併買収

**事業スキーム**

## つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクト事業（新規）

【H31当初予算額 88,395千円】 政策企画部計画推進課移住推進G（029-301-2536）

東京圏から本県への移住を促進するため、県・市町村一体となった受入体制を構築するとともに、フリーランスIT人材等と県内地域をつなぐプラットフォームを介し、持続的に「しごと」が生まれる仕組みを構築します。

- 1 フリーランスIT人材やIT・ベンチャー企業等との持続的な関係構築（35,971千円）**  
○ フリーランスIT人材等による地域課題解決型プロジェクト（if design project）の実施  
○ IT・ベンチャー企業等の開発合宿の誘致
- 2 中間支援プラットフォームの構築（20,836千円）**  
○ コーディネーターによる東京圏のフリーランスIT人材等や地元企業の掘り起こし、マッチングイベントの開催等
- 3 県・市町村が一体となった移住受入体制の構築等（31,588千円）**  
○ 都内相談窓口の運営  
○ ポータルサイトのリニューアル、移住相談会の実施

## 茨城県北クリエイティブプロジェクト事業（新規）

【H31当初予算額 33,153千円】

政策企画部県北振興局振興G (029-301-2715)

県北地域を担う人材の育成，地域課題の解決に取り組む起業者の誘致及びクリエイターやクリエイティブ企業等の進出支援によるクリエイティブ人材の集積を図り，付加価値の高い産業の創出，情報発信力や生産性の向上，定住人口の増加等につなげます。

- 1 起業者育成講座（茨城県北ローカルベンチャースクール）（5,528千円）**  
地域を担う人材の掘り起こしや誘致，起業者コミュニティ育成のための講座の実施
- 2 県北地域の課題解決につながる起業者の誘致（茨城県北ローカルベンチャーラボ）（15,786千円）**  
県北地域が抱える課題の解決に取り組む起業者を公募し，起業までを一貫してコーディネーターが支援（最大3年間）  
※課題解決に向けたプロジェクトのイメージ（例）  
間伐材を活用したDIY建材の製造・販売事業，通年農業体験のプロデュース事業，空き家を活用した外国人向けゲストハウス村事業など
- 3 クリエイター，クリエイティブ企業等の誘致プロモーション，進出支援（11,839千円）**  
都内PRイベント，現地視察ツアー，事業所開設時の支援等によるクリエイティブ企業等の誘致



7

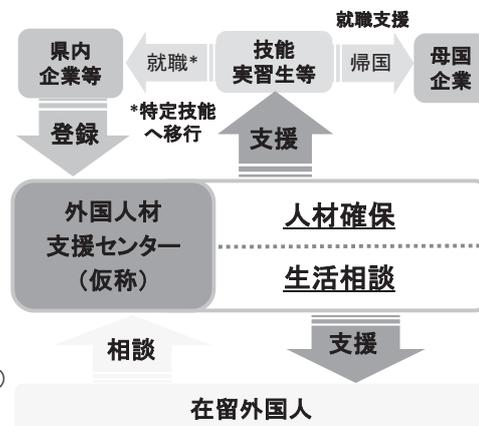
## 外国人材活躍促進事業（新規）

【H31当初予算額 75,317千円】

産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 (029-301-3645)

本県の人手不足の解消を図ることを目的として，「外国人材支援センター（仮称）」を設置し，外国人労働者の人材確保，生活に関する相談，日本語教育支援等を行います。

- 1 外国人材の確保（43,173千円）**
  - 県内企業向けセミナー・研修会の開催  
外国人材の受入れに係る制度周知，日本語指導の方法等
  - 特任アドバイザー設置  
介護分野の受入れに係る相談対応，情報収集等
  - 母国での就職支援  
技能実習生の帰国後の就職サポート体制の構築
  - 県内企業との就職マッチングを行うアドバイザー設置  
企業からの相談受付，「特定技能外国人（帰国した技能実習生等）」と県内企業との就職マッチング  
〈対象国〉インドネシア，ベトナム，ミャンマー
- 2 選ばれる茨城県づくり（32,144千円）**
  - 日本語学習支援等（eラーニングシステム提供）
  - 県内視察バスツアー（生活場所，関連施設等）によるPR
  - 外国人からの各種相談（在留資格，法律，労働，その他生活全般）



8

## わくわく茨城生活実現事業（新規）／地域課題解決型起業支援事業（新規）

【H31当初予算額 68,130千円】

政策企画部計画推進課移住推進G (029-301-2536)  
産業戦略部技術振興局技術革新課イノベーション創出G (029-301-3522)

移住やU I Jターンに伴う経済的負担を軽減するため、東京圏から本県への移住者に対して移住支援金を支給します。また、県内経済の活性化を図るため、地域課題の解決に資する効果的な起業をする者に対して、起業支援金の支給や伴走支援を行います。

1 わくわく茨城生活実現事業（50,929千円）	2 地域課題解決型起業支援事業（17,201千円）
<p>○移住支援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助額：上限100万円/世帯，60万円/単身 [（国1/2，県1/4），市町村1/4]</li> <li>対象者：次の2つの要件を満たす者                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①東京23区在住者又は東京23区へ通勤する東京圏在住者（いずれも直近5年以上）で本県に移住した者</li> <li>②本県でマッチング支援の対象中小企業等に就業した者</li> </ol> </li> <li>申請時期：移住後1年以内かつ就業後3か月以上経過後</li> </ul>	<p>○起業支援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助額：上限200万円 [国1/2，県1/2]</li> <li>対象者：次の3つの要件を満たす者                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①県が地域再生計画に位置付ける社会的事業（地域活性化，まちづくりの推進等）の分野において起業する者</li> <li>②県内において起業する者</li> <li>③公募開始日以降，補助事業完了日までに法人の設立，あるいは個人開業届の提出を行う者</li> </ol> </li> <li>○事業立ち上げ等に関する伴走支援</li> </ul>
<p>&lt;移住者の場合&gt;</p> <p>国 → 地方創生推進交付金（補助率1/2） → 県・市町村 → 中小企業等（マッチング支援対象企業） → 起業</p> <p>東京圏 → 移住・就業 / 移住・起業 → 移住希望者</p> <p>移住支援金を支給（最大100万円）</p> <p>移住支援金・起業支援金を支給（最大300万円） ※内閣府「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の実施</p>	

9

## いばらきグローバルビジネス推進事業（新規）

【H31当初予算額 215,099千円】

営業戦略部グローバル戦略チーム海外展開G・輸出促進G (029-301-3529)

海外でのビジネスにチャレンジする中小企業・農業者を支援するため、営業推進組織「いばらきグローバルビジネス推進協議会」を新設するとともに、現地プロモーションや海外バイヤー招へい、海外展示商談会出展支援等により、特にアジア、アメリカへの県産品輸出を促進します。

「いばらきグローバルビジネス推進協議会」運営（14,933千円）県産品の輸出促進に係る営業活動，HP作成

### 中小企業向け（96,574千円）

- 1 現地バイヤー等需要開拓（シンガポール，ベトナム）
  - ・海外での専門スタッフ配置，現地バイヤー等への支援，対象商品の売込み，サンプル輸送費用等の支援
- 2 海外バイヤー招へい（シンガポール，ベトナム）
  - ・対象国からバイヤーを招へいし，商談会等を実施
- 3 海外展示商談会出展支援
  - ・食品：香港，ベトナム等
  - ・ものづくり：タイ
- 4 国内商社ビジネスマッチング（アメリカ）
  - ・アメリカ販路等を有する国内商社との商談を支援
- 5 海外展開に係る専門家の配置
  - ・食品及びものづくり分野の専門家による企業の海外戦略の策定支援や商談前後のフォロー実施
  - ・貿易実務研修の開催等

### 農業者向け（103,592千円）

- 1 輸送費低コスト化調査（東南アジア等）
  - ・農産物の鮮度保持実証試験の実施
- 2 知的財産対策（シンガポール，香港等）
  - ・県産品等種の海外での知的財産権の取得
- 3 梨アメリカ輸出試験・試験販売
  - ・梨の輸出試験及びテストマーケティング
- 4 海外バイヤー招へい（東南アジア等）
  - ・対象国からバイヤーを招へいし，商談会等を実施
- 5 産地輸出支援（シンガポール，香港等）
  - ・産地と輸出事業者等が行うプロモーションの実施
- 6 常陸牛アメリカプロモーション
  - ・常陸牛のアメリカ輸出促進に向けた流通ルートの確立とカットニングセミナーや商談会などの実施
- 7 輸出コーディネーターの配置
  - ・商談前後のフォローや各種相談への対応等

10

## いばらき農林水産物トップブランド育成事業（新規）

【H31当初予算額 54,703千円】

営業戦略部販売流通課販売戦略G (029-301-3966)

誰もが認めるトップブランドの育成を目指し、本県産の梨「恵水」・豚肉「常陸の輝き」について、都内百貨店や高級レストランでのフェアの開催、Webやフリマアプリを活用した情報発信等により、小売業者・消費者の認知度向上を図るとともに、戦略的な営業活動を行います。

目標：誰もが認めるトップブランドの育成 「認知度向上」・「トップクラスの販売価格」

梨「恵水」 (28,303千円)

- 1 全農・産地と連携した販促活動
  - ・全農等と連携した集中的な店舗PR
- 2 ネット販売による話題づくり
  - ・フリマアプリでの動画配信を活用した消費者への直接販売とPR
- 3 高級品としての販売力強化
  - ・都内百貨店、高級果実専門店でのフェア開催等
  - ・ブランド化を進めるための専門家の活用
- 4 新たな需要開拓
  - ・梨の食べ方考案やWebでのPR
  - ・県内外飲食店等でのメニュー提供



豚肉「常陸の輝き」 (26,400千円)

- 1 ブランドの頂点を極める
  - ・高級店への営業活動
- 2 セレブ御用達となる商品開発
  - ・加工品開発、ギフトカタログ掲載への働きかけ
- 3 最高品質を全国に発信
  - ・著名人によるSNSを通じた情報発信
  - ・全国的な食のイベントへの出展等
- 4 消費者を巻き込む話題づくり
  - ・県ゆかりのスポーツ選手へのプレゼント企画
  - ・PR動画制作等による知名度向上
  - ・商業ビルでのプロモーション



11

## いばらきの儲かる園芸経営体モデル育成事業（新規）

【H31当初予算額 30,074千円】

農林水産部産地振興課野菜対策G (029-301-3950)

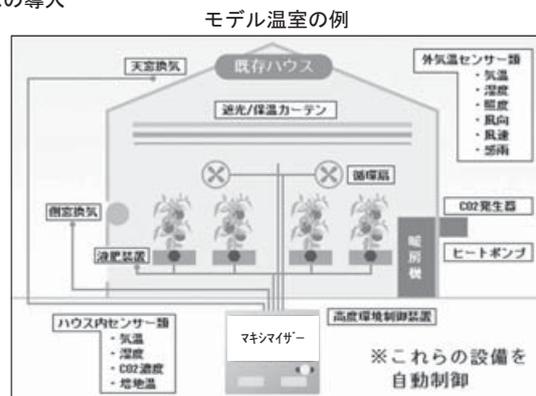
統合型環境制御装置などのICTを活用した次世代施設園芸のモデル経営体を育成するとともに、生産技術や経営管理のノウハウの普及を支援することで、県全体で儲かる園芸経営の実現を目指します。

### 1 次世代施設園芸転換モデル温室の設置支援 (25,000千円)

- (1)補助先：茨城県施設園芸研究会員の農家(トマト、きゅうり等の施設園芸モデル農家)5か所程度を想定
- (2)補助対象：モデル温室の設置に必要な高度環境制御システムの導入
- (3)補助率：10/10等
  - ・統合型環境制御装置:10/10(定額)
  - ・被制御装置(スプリンクラー、炭酸ガス発生機等):1/2以内

### 2 技術成果の普及支援 (5,074千円)

- (1)補助先：(仮称)茨城県次世代施設園芸コンソーシアム ※県とモデル農家等で構成する協議会
- (2)補助対象：
  - ・モデル温室の環境・生育データ収集と分析
  - ・技術マニュアルの作成
  - ・研修会・技術講習会の開催、専門家による技術指導
- (3)補助率：10/10(定額)



12



## いばらきオーガニックステップアップ事業（新規）



【H31当初予算額 106,682千円】

農林水産部農業技術課エコ農業推進G（029-301-3931）

付加価値の高い有機農産物を生産し、経営拡大にチャレンジする生産者等を対象に、県北地域における大規模有機モデル団地の整備に対して支援するとともに、モデル団地を拠点として有機農産物等による付加価値向上の取組を拡大します。

### 1 有機農産物等の生産体制拡大支援（101,500千円）

#### ○大規模有機モデル団地の整備

- ・補助先：有機栽培生産者等
- ・補助対象：県北地域における大規模有機モデル団地（5～10ha規模）の整備に必要なパイプハウスや農業機械等の導入（1か所）
- ・負担割合：（国5/10、県2/10）、事業主体3/10



#### 【関連事業を活用した県等による支援】

#### ○販路・需要量の拡大

- ・販売先の需要調査、取引拡大に向けた働きかけ  
大手小売業、ネット宅配、有機農産物専門店、レストラン、ホテル、市場
- ・産地に対する販売先からの要望商品等の提案

#### ○農地の集約

- ・農地情報の提供、規模拡大に対する相談、助言

### 2 有機農産物等の生産技術支援（5,182千円）

- 大学等と連携した土づくり技術実証研究
- 有機農業技術等の拠点実証ほの設置
- 有機農業等の新規参入者向けの経営事例集の作成等



#### 【儲かる農業の実現】

- 有機農産物等の栽培面積の増加と販路の拡大
- 農家一戸当たりの所得向上

13



## 強い漁業経営体支援事業（新規）



【H31当初予算額 7,971千円】

農林水産部漁政課経営・組合G（029-301-4075）

本県の沿岸漁業を対象に、漁業経営体の法人化や法人経営の伴走支援等を実施し、「水産業の成長産業化」を目指します。

### 1 沿岸漁業の法人化経営改革プラン・モデルの作成

- ・法人化等のモデルケースとなること期待される沿岸漁業経営体等に対する改革プラン作成等のためのコンサルティング

### 2 法人化促進講座開催

- ・漁業者等を対象とした法人化促進講座の実施（5地区で開催）

### 3 専門家派遣等の支援

- ・税理士、社労士等の派遣による法人化に向けた個別相談の実施

### 4 法人経営の伴走支援

- ・法人化手続費用等の一部補助（上限20万円、3経営体程度）
- ・法人化後の経営相談費用の一部補助（上限12万円、3経営体程度）



14

## 市町村森林整備等バックアップ事業（新規）

【H31当初予算額 52,377千円】

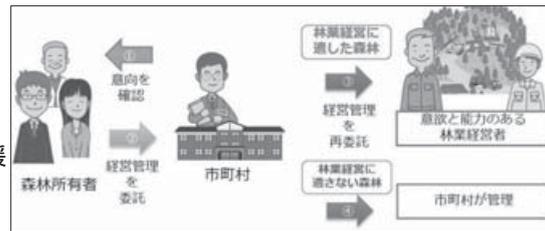
農林水産部林政課森づくり推進室（029-301-4021）

新たに国から交付される森林環境譲与税を活用した森林の経営管理が、市町村において円滑に行われるよう必要な支援を行います。

### 1 市町村担当者技能向上支援事業（9,877千円）

- ・森林の経営管理に必要な知識及び技術の習得を目的とした市町村職員向けの講習会を開催
- ・森林経営管理マニュアルを作成 等

市町村による森林の経営管理の事業フロー



### 2 人材育成支援事業（16,500千円）

- ・市町村における森林の経営管理の実施体制を補完するため、県が地域林政アドバイザーの養成を支援
- ・森林整備を行う林業従事者を対象にして行われる技能講習会の開催を支援

### 3 経営管理支援情報整備事業（26,000千円）

- ・森林の経営管理を行うに当たって必要となる森林の境界に関する情報を電子化し、GIS上に整備することで市町村による森林境界の明確化等を支援

15

## イノシシ等被害防止対策関連事業

【H31当初予算額 229,650千円】

農林水産部農地局農村計画課農村活性化G（029-301-4264）  
県民生活環境部自然環境課自然・鳥獣保護管理G（029-301-2946）

イノシシ等による被害防止を図るため、「近づけない」環境づくりなど市町村等が実施する被害防止対策を支援するとともに、ICTを活用した捕獲のモデル事業や狩猟の担い手確保などに取り組みます。

### 1 鳥獣被害防止総合対策事業

#### (1) 被害防止活動への支援（99,276千円）

- ・ICT機器や箱わな等の導入に対する支援 [補助率] (国1/2), 地元1/2 等
- ・電気柵等侵入防止施設の設置に対する支援 [補助率] ①受益戸数3戸以上: (自力施行) 国10/10, (その他) 国1/2  
②受益戸数3戸未満: 市町村補助額と同額を県上乗せ (上限6万円/件)

#### (2) イノシシ等を「近づけない」環境づくりへの支援（8,000千円）

- ・農地周辺の緩衝帯の設置 [補助率] (国1/2, 県1/4), 地元1/4 等

#### (3) 捕獲活動への支援等（75,380千円）

- ・イノシシ捕獲経費に対する支援 [補助率] イノシシ成獣: 国8千円/頭+市町村補助と同額を県上乗せ補助 (上限8千円/頭)  
イノシシ幼獣: 国1千円/頭+市町村補助と同額を県上乗せ補助 (上限1千円/頭)

#### (4) 人材育成・普及啓発等（22,980千円）

- ・ICTを活用した捕獲の新技術実証モデル事業、市町村担当者研修会の開催等

### 2 生物多様性保全推進事業

#### 野生鳥獣管理事業（24,014千円）

- ・イノシシの個体数適正化のための捕獲、イノシシ生息分布等調査・分析、計画策定
- ・狩りガールとの狩猟体験ツアー、イノシシ大きさコンテスト開催【新規】
- ・ハンティングの魅力セミナー、新人ハンタースキルアップ研修会開催



16

## ICTを活用した業務改革推進事業（新規）

【H31当初予算額 67,766千円】

政策企画部 ICT戦略チーム (029-301-2567)

RPAやAIなどの先進的なICTを導入し、県庁業務の効率化と生産性の向上を図ることにより、県民サービスの向上及び本県発展のために真に必要な業務に職員が注力できる環境整備を推進します。

- 1 RPA導入による定型業務の自動化 (62,400千円)
  - ・ 定型業務にソフトウェアロボットを導入することにより自動化  
→業務の効率化と生産性の向上を推進
- 2 AI導入による業務の効率化・省力化 (5,366千円)
  - ① 議事録作成支援システム
    - ・ 音声認識技術により会議などの議事録を自動的に作成
  - ② 問い合わせ自動応答システム（チャットボット）
    - ・ 県民等からの問い合わせにチャット（文章）で自動応答  
→問い合わせ対応の迅速化と質の向上を推進
  - ③ 手書き文字認識ツール（AI-OCR）
    - ・ 文字認識技術により手書きの申請書を電子データ化  
→行政手続及び業務のデジタル化を推進



RPA導入イメージ



チャットボット  
問い合わせ画面イメージ

※ RPA (Robotic Process Automation) : ソフトウェアロボットによる業務自動化  
 ※ AI (Artificial Intelligence) : 人工知能  
 ※ OCR (Optical Character Recognition) : 光学文字認識

## 庁内保育所設置運営事業（新規）

【H31当初予算額 73,009千円】

総務部総務事務センター福利厚生・年金G (029-301-2323)

職員のワーク・ライフ・バランスの確保や、仕事と子育てを両立できる働きやすい職場環境づくりを推進するため、庁内保育所を設置します。

- 1 庁内保育所の概要
  - ・ 事業主体 茨城県、地方職員共済組合茨城県支部
  - ・ 設置場所 県庁舎来客用駐車場棟内の事務室を改修
  - ・ 定員 30人程度
  - ・ 対象 0歳～就学前までの児童
  - ・ 開所時間 8時～19時（利用状況に応じて延長保育実施）



2 スケジュール

区分	2019年4月	5～6月	7～11月	12月
施設	入札準備	工事入札	改修工事等	開所 (予定)
運営	公告準備	事業者選定	スタッフ募集等	





## ICT活用による医療体制強化支援事業

【H31当初予算額 72,660千円】

保健福祉部医療局医療政策課医療整備G (029-301-3186)

ICTを活用した遠隔医療の導入を支援することにより、緊急性、専門性の高い心疾患・脳疾患等に対する救急医療体制の充実強化を図ります。

遠隔手術支援ネットワークの構築支援【新規】	脳卒中診断治療ネットワークの整備支援
<p>概要：手術映像や検査画像等をリアルタイムで配信できる「遠隔治療サポートシステム」を活用し、心疾患などの高度専門治療を行うためのネットワーク構築に対する支援</p> <p>補助先：筑波大学附属病院と連携して心疾患の高度専門医療を行う医療機関等</p> <p>対象経費：遠隔治療サポートシステムの導入に係る経費</p> <p>補助率：10/10</p> <p>補助基準額：1,500万円/1か所</p> 	<p>概要：MRIやCT等の医療画像を共有できる「遠隔画像診断治療補助システム」を活用し、脳卒中の急性期治療などを行う医療機関に対する支援</p> <p>補助先：県西地域の受入医療機関及び診断補助医療機関（6か所程度）</p> <p>対象経費：遠隔画像診断治療補助システムの導入に係る経費</p> <p>補助率：10/10</p> <p>補助基準額：461万円/1か所</p> 

21



## 県外からの医師確保強化事業

【H31当初予算額 204,014千円】

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G (029-301-3191)

全国の医科大学との新たな協力関係の構築や本県ゆかりの県外医師への積極的なリクルーティングを展開するとともに、必要に応じて寄附講座を設置するほか、外国からの医師の受入促進及び医科大学新設・誘致の調査検討を進めることにより、県外からの医師確保を強力に推進します。

### 1 医科大学との新たな協力関係の構築 (869千円)

- ・国内外で活躍し、豊富な人脈を持つ著名な医師等を「いばらき医療大使」として委嘱し、人脈を活用
- ・県外の医科大学を訪問し、不足診療科の責任者と接触
- 新たな協力関係を構築

### 2 ウェブサイト等を活用した県ゆかりの県外医師への個別アプローチ (2,075千円)

- ・県医師確保ウェブサイトのUIJターン専用ページにアクセスのあった医師の希望に基づき県内医療機関とのマッチングを実施
- ・県が独自に収集した情報をもとに本県ゆかりの県外医師等を個別訪問
- 積極的なリクルート活動によるUIJターンの促進

### 3 寄附講座の設置 (200,131千円) 【拡充】

- 新たに関係を構築する医科大学も含め、必要に応じて医師派遣のための寄附講座を設置
- 地域の政策医療を確保する観点から特に早急な対応が必要な医療機関及び診療科の医師を最優先で確保

### 4 外国からの医師の受入促進及び医科大学新設・誘致の調査検討 (939千円)

- ・県内病院がハンガリー医科大学が行う実習の提携病院になるための調整
- ・近年開設した医科大学・地元自治体からの情報収集、国との情報交換



22

## 地域医療支援センター事業

【H31当初予算額 117,354千円】

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G (029-301-3191)

医師の地域偏在の解消に取り組む地域医療支援センターの体制を強化し、若手医師への情報提供を通じたキャリア形成支援や、全国の医師や医学生に対する本県の魅力を伝える情報発信、指導力の向上を目的とした研修機会の提供などを行います。

### 1 医師キャリア形成支援 (62,574千円)

- ・修学生、修学生医師をはじめとする若手医師等への情報提供を通じたキャリア形成支援
- ・地域医療関係者との各種会議を通じた意見調整の実施
- ・筑波大学内に分室を新たに設置し、県内唯一の医療機関である筑波大学との連携を強化【新規】

### 2 医師確保総合情報発信 (14,314千円)

- ・地域医療支援センターHP、各広報媒体等における情報発信
- ・医師修学資金制度に係る受験生・保護者向け説明会の開催



### 3 医師キャリアアップ支援 (31,927千円)

- ・診療技術や指導力の向上を図るため、海外へ一定期間医師を派遣  
→短期(10日, 4名)、中・長期(1か月~2年, 3名程度)
- ・著名な指導医が医療機関を巡回し、臨床技術を指導
- ・各医療技術研修会の開催による診療技術の向上や指導医の養成

### 4 修学生の卒前教育・交流促進 (8,539千円)

- ・修学生セミナー、修学生の集い、新入生オリエンテーションの開催



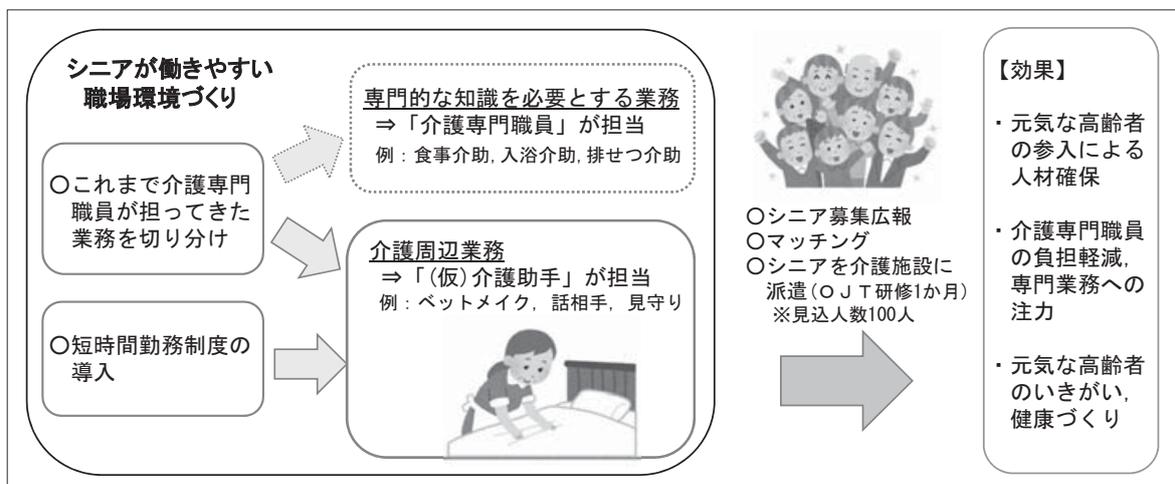
23

## 介護人材確保育成事業（チャレンジ・シニア参入促進事業分）（新規）

【H31当初予算額 20,000千円】

保健福祉部福祉指導課福祉人材確保室 (029-301-3197)

介護施設における人材の確保と介護専門職員の負担軽減を図るため、概ね60歳以上の元気な高齢者（チャレンジ・シニア）を介護の知識や経験を必要としない業務を担う「(仮)介護助手」として、介護施設に派遣します。



24

## 医療的ケア児等受入促進事業

【H31当初予算額 11,300千円】

保健福祉部障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

医療的ケア児等を受け入れることができる医療型短期入所等を増やすことにより、医療的ケア児等が適切なサービスを利用する機会の拡大につなげ、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図ります。

### 1 医療型短期入所受入促進事業 (6,300千円) 【新規】

- ・内 容 医療型短期入所の実施事業所がない5障害福祉圏域内において、医療型短期入所を行う医療機関の新設を促進するため、診療報酬と障害福祉サービス報酬の差額を補助
- ・対象者 1事業所
- ・利用者 35人/月(見込)
- ・補助額 医療型短期入所で医療的ケア児等を受け入れた際、1人当たり15千円/日を上限に補助



### 2 医療的ケア児施設開設準備支援事業 (5,000千円)

- ・内 容 医療的ケア児等を受け入れる施設を増加させるため、開設する際の設備や備品の購入等費用を補助
- ・対象者 新規で医療型短期入所、重症心身障害児を受け入れる児童通所事業所を開設する法人(利用定員拡大の場合を含む)5事業所
- ・対象経費 送迎用の福祉車両、医療的ケア児等の受け入れに必要な設備・備品(医療用ベッド、たんの吸引器など)の購入等、建物のバリアフリー化
- ・補助率 1/2(上限100万円)



25

## 手話言語普及促進事業 (新規)

【H31当初予算額 3,700千円】

保健福祉部障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

手話への理解や普及を進めることにより、日常生活や社会生活において、手話を使って容易に必要な情報を得たり、コミュニケーションを取ったりすることのできる社会の実現を目指します。

### 【事業の背景】

- ・2018年9月に「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」を制定
- ・手話が言語であるという認識に基づき、手話を使う方もそうでない方も、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現するため、手話の普及促進が必要



### ○手話言語普及啓発フォーラムの開催 (1,700千円)

- ・手話が言語であることの認識を県民に広く啓発するとともに、手話を広く県民に普及させるためのフォーラムを開催

### ○手話奉仕員スキルアップ講座の開催 (2,000千円)

- ・「手話通訳者」を養成するため、市町村が実施する手話奉仕員の養成講座修了者を対象として、手話通訳者養成講座受講レベルまでのスキルアップ講座を県内2か所で開催

※手話通訳者：手話通訳者全国統一試験の合格後に県へ登録  
(手話奉仕員が担えない医療機関や公共機関等での手話通訳を実施可能)

26

## 茨城助け合い運動推進事業（新規）

【H31当初予算額 60,585千円】

県民生活環境部女性活躍・県民協働課県民協働G（029-301-2175）

行政のみでは対応が困難な地域課題を解決するため、先進的な取組を行うNPO等に対する支援を実施するとともに、県民自ら身近な地域課題の解決に取り組んでいく県民運動を推進します。

### 1 提案型共助社会づくり支援事業（32,000千円）

- (1) 対象事業 急激な人口減少や超高齢社会から派生する喫緊の地域課題で、地域住民等の参加により解決が期待される事業（従来の助成制度等の対象とならない新規性・先進性のある事業等）  
【想定される分野】 独居高齢者の見守り、居場所づくり、移動困難者の支援、子育て支援、子ども食堂、防災対策等
- (2) 対象者 NPO、企業等
- (3) 補助単価 50～500万円
- (4) 負担割合 ①市町村区域の場合（県1/3）、市町村1/3、事業主体1/3  
②広域・全区域の場合（県2/3）、事業主体1/3
- (5) 補助期間 最大5年（受益者負担等により自立した事業展開が図れるまでの期間）



### 2 新たな県民運動奨励事業（1,000千円）

- ・県民が安心して県民運動に取り組めるよう「茨城県県民運動保険制度」を創設（ボランティア保険等に加入できない任意の活動を支援）

### 3 チャレンジいばらき県民運動補助（27,585千円）

- ・身近な地域課題解決に向け、県民運動の推進組織である「チャレンジいばらき県民運動」に対し補助

27

## 住民避難力強化事業

【H31当初予算額 5,977千円】

防災・危機管理部防災・危機管理課防災G（029-301-2880）

水害時の「逃げ遅れ」を防止するため、治水の優先度が高い地域の住民を対象とした「マイマップ」や「マイ・タイムライン」の作成支援等を通じて、避難力の強化を図ります。

### 1 事業内容

- ・堤防未整備など治水の優先度が高い地域において、避難に対する住民の意識向上を図るため、ハザードマップの有無など地域の状況に応じ、ワークショップ形式で次の取組を組み合わせる実施
  - ①マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）
  - ②マイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）
  - ③災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）

### 2 対象地域

- ・特に治水優先度の高い地域  
（洪水予報河川、水位周知河川の重要水防箇所（28か所）に近接する地域）  
⇒ 上記①、②、③を実施
- ・治水優先度が高い地域  
（その他の河川の重要水防箇所（52か所）に近接する地域）  
⇒ 上記②、③を実施

※H31年度中にすべての地域で実施完了予定



ワークショップのイメージ

28

## 防災対策調査・普及啓発等事業

【H31当初予算額 128,261千円】

防災・危機管理部原子力安全対策課企画・防災G (029-301-2922)

原子力災害時に迅速かつ的確に対応するため、避難用バス等配車オペレーションシステムの開発や、市町村の広域避難計画の策定支援・普及啓発を図ります。

### 1 避難用バス等配車オペレーションシステムの開発 (60,225千円) 【新規】

- 原子力災害時において、住民の待機場所に最適かつ迅速に配車できるよう、車両の配車依頼と配車可能報告を集約し、マッチング（配車計画）を導出するシステムを開発



### 2 広域避難計画の策定・普及啓発に係る市町村の取組に対する補助 (28,560千円)

- 補助先：UPZ内14市町村
- 補助対象：広域避難計画の策定に係る費用（普及啓発パンフレット、避難訓練、現地調査費等）
- 補助率：10/10

### 3 地域防災計画改定委員会・原子力災害対策検討部会の運営等 (39,476千円)

29

## 県立高等学校改革プラン推進事業（新規）

【H31当初予算額 635,765千円】

教育庁学校教育部高校教育課高校教育改革推進室 (029-301-5248)  
教育庁総務企画部財務課施設G (029-301-5173)

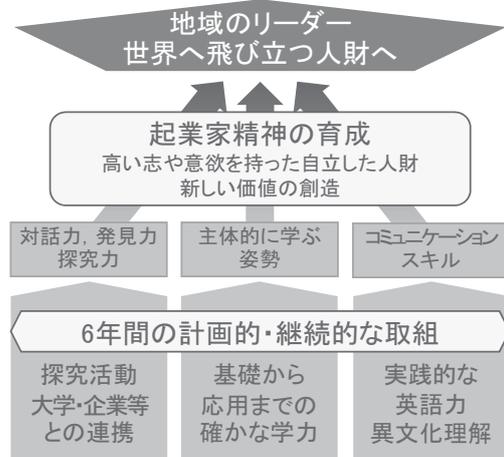
地域のリーダーや世界に飛び立つ人財を育成するため、併設型中高一貫教育校及び中等教育学校を新たに設置することとし、必要な教室等の施設整備を行うとともに、県内各地域の中等教育の多様化を推進します。

### ○事業内容

中学校併設に必要な、技術室整備や給食の実施に向けた運搬用エレベータ等の整備  
※開校の前年度に整備予定（2019年度は2020年度開校の5校に整備）

### ○中高一貫教育校に改編する高等学校

区分	2020年度	2021年度	2022年度
併設型中学校を設置	太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一	水戸第一 土浦第一	下妻第一 水海道第一
中等教育学校へ改編	—	勝田	—



30

# IBARAKI ドリーム・パス事業（新規）

【H31当初予算額 9,277千円】

教育庁総務企画部生涯学習課振興G (029-301-5318)

これからの茨城をリードする高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた企画立案や実践を行う取組を通して、夢や希望を持つ心を育むとともに、自ら課題解決に向け行動できる力を養成します。

- 1 指導者（大学生等）の養成
  - ・ 高校生の意識改革を効果的に行うための能力を育成
- 2 指導者と高校生との対話
  - ・ 対話型ワークショップによる地域課題の発見
- 3 課題解決への挑戦（イノベーション）
  - (1) 戦略チーム（60チーム）の編成と企画の立案
    - ・ 大学生と高校生がチームを編成し、解決策を立案
  - (2) チャレンジ（実践活動）
    - ・ 優秀な企画案に対し、1チーム当たり10万円を提供し、企画を実践
- 4 プレゼンテーション大会（県大会）
  - ・ 実践活動をした戦略チームによるプレゼンテーション
  - ・ 企業、NPO、団体、行政機関等とのマッチングを実施
- 5 ステップアップチャレンジ
  - ・ 上位3チームに、先進企業への視察等、活動の補助
  - ・ マッチングした企業やクラウドファンディング等の活用により、継続的な活動を支援

# いじめ問題対策推進事業

【H31当初予算額 29,376千円】

教育庁学校教育部義務教育課生徒指導推進室 (029-301-5229)

いじめ等を早期に発見するため、新たにSNSを活用した相談窓口の開設について実証研究を行うとともに、県と市町村・学校が専門家と連携し、早期対応から解消まで一貫したサポートを行います。

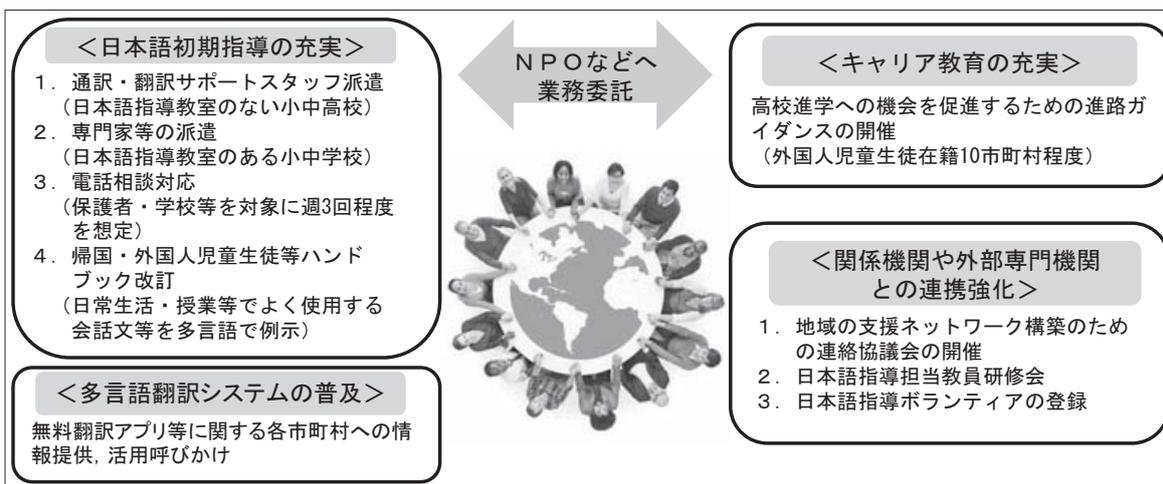
- 1 いじめ・体罰解消サポートセンターの運営 (15,189千円)
  - ・ いじめ・体罰等を早期に発見し、解消までを総合的にサポート
  - ・ 相談者は電話、来所、ネットにより相談（匿名相談も可）
  - ※特に深刻な事案について、警察OB等の専門家を学校等へ派遣し、家庭訪問等を通じて解消を支援
- 2 SNS活用相談事業 (9,954千円) 【新規】
  - ・ 内容：LINE等のSNSを使った相談窓口の整備（実証研究）
  - ・ 時期：夏季休業明け前後40日程度
  - ・ 時間：18時～22時
- 3 スクールロイヤー活用事業 (3,128千円)
  - ・ 内容：弁護士（スクールロイヤー）によるいじめの予防教育
- 4 いじめ問題に対する広報・啓発 (1,105千円)
  - ・ 内容：周知カードやポスターの作成・配付

## グローバル・サポート事業（新規）

【H31当初予算額 6,942千円】

教育庁学校教育部義務教育課指導G (029-301-5226)

市町村や関係機関、外部専門機関との連携強化を図り、日本語初期指導と支援体制を充実することで、将来、経済的・社会的に自立し、本県と母国の架け橋となるグローバル人材を育成します。



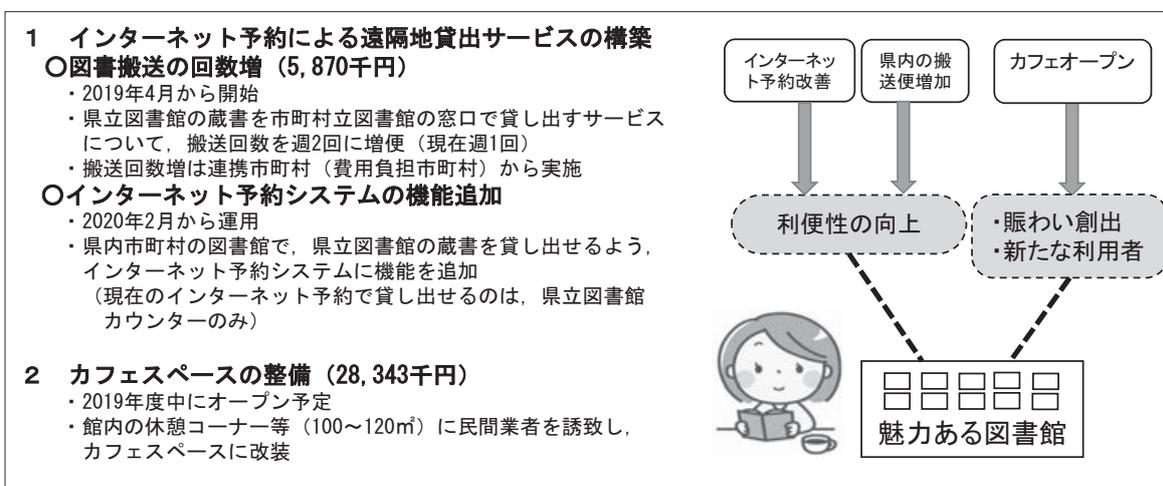
33

## 図書館魅力向上推進事業（新規）

【H31当初予算額 34,213千円】

教育庁総務企画部生涯学習課振興G (029-301-5318)

インターネット予約による遠隔地貸出サービスの構築や、市町村立図書館への図書搬送回数の充実により、利便性を向上するとともに、カフェスペースを整備し、県立図書館の魅力向上を図ります。



34

## 多子世帯保育料軽減事業

【H31当初予算額 571,157千円】

保健福祉部子ども政策局子ども未来課保育G (029-301-3252)

子育て家庭に対する保育料の軽減制度を拡充し、第3子以降の3歳未満児に係る保育料について所得制限を撤廃することにより完全無償化し、さらなる少子化対策の充実を図ります。

○事業主体：市町村      ○負担割合：（県1/2），市町村1/2

区分	対象施設	助成内容	所得制限
①第3子以降の3歳未満児	公立・私立認可保育所 認定こども園 地域型保育事業所	保育料無償化	所得制限撤廃【拡充】
②第2子の3歳未満児	同上	保育料を半額に軽減	利用者負担上限額基準の第4～5階層 (世帯年収約360万円～640万円)

現行制度(世帯年収約360万円以上640万円未満の世帯)

	小学生以上	保育所等	3歳以上	3歳未満
<事例1>	第1子	第2子	全額	第3子 無償
<事例2>	第1子	第2子	半額	第3子 無償
<事例3>	第1子	第2子	無償	第3子 無償

※H31より「幼児教育・保育無償化」予定

➡ H31拡充  
◆第3子以降の所得制限を撤廃  
(第2子は現行どおり)

(参考)国の制度  
第2子：世帯年収約360万円未満までは半額  
約360万円以上は同時入所の場合に限り半額  
第3子以降：世帯年収約360万円未満までは無償  
約360万円以上は同時入所の場合に限り無償

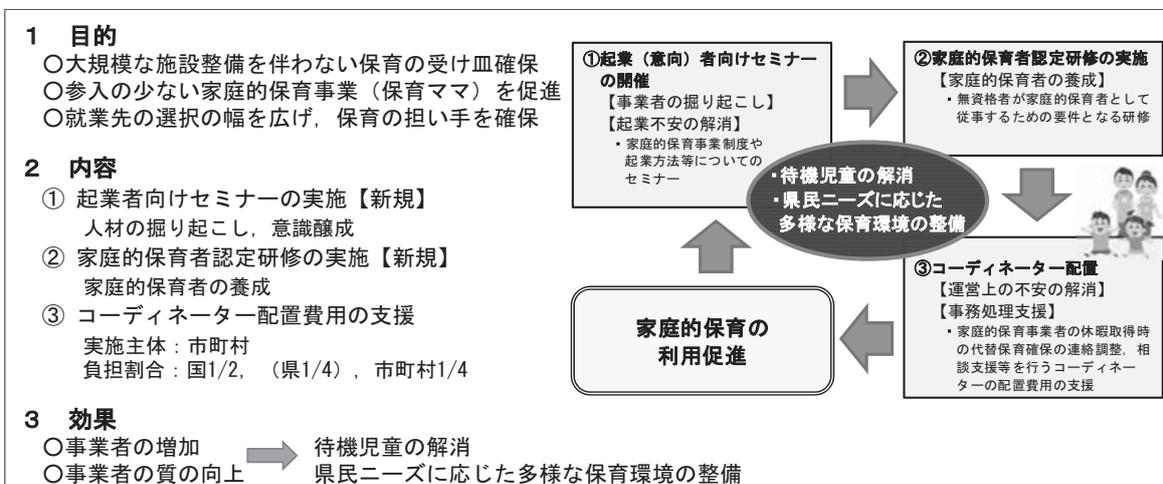
35

## 家庭的保育事業促進事業

【H31当初予算額 26,654千円】

保健福祉部子ども政策局子ども未来課保育G (029-301-3252)

家庭的保育事業（保育ママ）の増加・質の向上等を図るため、新たに子育てに関心のある方を対象とする事業参入促進セミナー及び保育者養成研修を開催するとともに、市町村へのコーディネーターの配置による運営上の不安の解消に取り組みます。



36

## 茨城県フラワーパークリニューアル関連事業（新規）

【H31当初予算額 198,558千円】

※H30最終補正予算額を含む

農林水産部産地振興課果樹花き・特産G（029-301-3954）

民間企業の経営感覚と自由な発想を活かして策定した魅力向上計画を踏まえ、フラワーパークを茨城の魅力を再発見・再発信することのできる観光拠点に一新し、観光客増加と地域経済活性化を図ります。

### 1 事業内容

- 民間企業の経営感覚と自由な発想を活かした施設の改修等を実施

※フラワーパーク魅力向上計画のコンセプト  
「見る」から「感じる」フラワーパーク  
～「ばら」から始まる茨城再発見～

〈ワークショップ施設整備のイメージ〉



現在の展示温室



フラワーアレンジメントや木工細工等が体験できるワークショップ施設

### 2 スケジュール（予定）

○2019年度（基本設計及び実施設計、施設整備の一部を実施）

- ワークショップ施設の整備（展示温室を体験型施設に改修）
- ロゴデザイン等制作業務委託（イメージ新のためロゴや看板を変更）

○2020年度（実施設計及び施設整備を実施）

- レストラン新設、ローズガーデン改修等
- ⇒リニューアルオープン



現在の大温室（フラワードーム）

〈レストラン新設のイメージ〉



開放感あふれる空間で花や自然を感じながら本県の味覚を楽しむレストラン

### 3 全体事業費

約18億円（地方創生拠点整備交付金を活用予定）

37

## アクアワールド茨城県大洗水族館魅力向上事業

【H31当初予算額 700,000千円】

県民生活環境部生活文化課文化振興G（029-301-2824）

アクアワールド茨城県大洗水族館のリピーター確保と大洗周辺の夜型観光拠点形成を目指し、展示等のリニューアルを実施します。

### 1 事業概要

水族館の魅力アップのためのリニューアル内容

#### ○夜型展示の導入（ナイトシーサファリ）

- クラゲの大水槽の設置や発光・蛍光生物の展示等（サンゴ、イソギンチャク等）
- 館内のライトアップ、イルミネーション

#### ○飲食ゾーンの新設（ナイトラウンジ等）

- ペアシート、カウンター、照明設備の設置等（屋外デッキ、アクアホールの改修）
- 若者の話題となりカップルが足を運ぶ空間の演出



館内イメージ①



館内イメージ②



屋外デッキイメージ



アクアホールイメージ

### 2 スケジュール

2019年度：整備工事

2020年度以降：開館時間延長

38

## 県北ニューツーリズム推進事業（新規）

【H31当初予算額 9,705千円】

政策企画部県北振興局振興G (029-301-2715)

県北地域に点在する多様な地域資源（自然，温泉，歴史・文化遺産，食，アクティビティ等）をつなぐことにより，新しい滞在・体験型のツーリズムを推進します。

### 1 県北ロングトレイルコースの設定等（7,235千円）

県北地域の多様な地域資源を，ハイキング道や林道等で一体的につなぐコースの設定

- コースの設計のための現地調査等
- トレッキング・ハイキング愛好者，メディア等によるモニターイベントの実施・情報発信

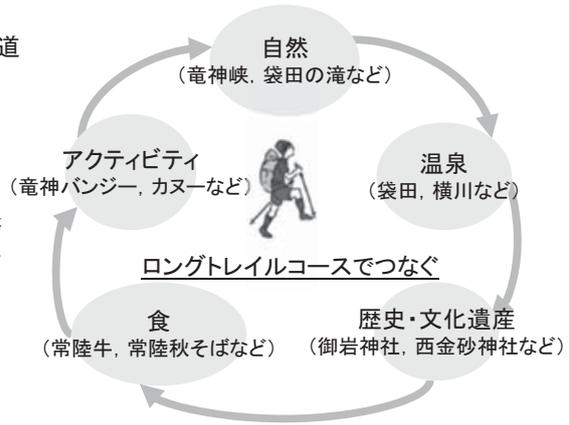
※ロングトレイル

登頂を目指す登山とは異なり，ハイキング道，林道等をつないだ長い道を，その土地の自然，文化，歴史等に触れながら歩くこと

### 2 ヘルスツーリズムの企画等（2,470千円）

ロングトレイルコースを活用し，ウォーキング，温泉，アクティビティ等を組み合わせた，県北地域で心身共に癒される旅行スタイルを企画・発信

- モニターツアーの実施・情報発信等



39

## いばらきサイクルツーリズム等推進事業（新規）

【H31当初予算額 12,225千円】

政策企画部地域振興課サイクリングプロジェクトG (029-301-2735)  
 営業戦略部観光物産課観光戦略G・宣伝誘客G (029-301-3617)  
 土木部道路維持課交通安全施設G (029-301-4464)

各地域の特色を最大限に活かしたサイクルツーリズムを全県的に推進し，地域の活性化につなげるとともに，自転車活用の普及・啓発に取り組みます。

### 1 誘客の仕掛け（4,000千円）

- ・モデルコース設定に向けた専門家の派遣，モニターツアー等の実施
- ・サイクリングガイドの育成

### 2 多様な情報発信（2,000千円）

- ・全県版サイクリングマップの作成
- ・各種媒体等を活用した国内外への情報発信（※営業戦略部）

### 3 受入体制の整備等（1,000千円）

- ・県有施設等へのサイクリングサポート体制の整備
- ・安全で快適な自転車利用環境の整備（※土木部）

### 4 サイクリングイベントの開催（1,500千円）

- ・歴史探訪ツアーやキャンプサイクリングなど多様な楽しみ方を提供するイベントの開催

### 5 自転車活用の普及・啓発（3,725千円）

- ・自転車活用の可能性を探るシンポジウムの開催
- ・県民へ自転車の活用を広く啓発するパンフレットの作成
- ・市町村版自転車活用推進計画の策定支援

※以外は政策企画部が実施



<地域の特性や資源を活かしたサイクリング(イメージ)>

40

## 県庁舎維持管理事業（県庁舎展望ロビー改修分）（新規）

【H31当初予算額 61,308千円】

総務部管財課施設管理G（029-301-2387）

県庁舎の展望ロビー北側を、魅力ある空間にリニューアルし、より一層の利活用促進を図るための改修を行います。

- 1 改修のイメージ
- ・コンセプト： 「訪れる時間によって異なるムードを楽しめる空間」
  - ・改修箇所： 25階展望ロビー北側
  - ・改修内容：
    - 〈展望フロア〉
      - ・展望を楽しむためのソファ等設置
      - ・昼夜の変化に対応した間接照明の導入
      - ・飲食を伴うイベントの開催に対応した防水性床材への更新
    - 〈カフェコーナー〉
      - ・厨房、客席設備の更新（モバイル対応の電源設置等）
      - ・夜は酒類を提供



2 スケジュール

2019年4月	5月	6月	7月中
実施設計	工事入札	改修工事等	供用開始(予定)

41

## メディア活用魅力発信強化事業

【H31当初予算額 233,308千円】

営業戦略部プロモーション戦略チームプロモーションG（029-301-2123）

テレビやインターネットメディアなど映像メディアを効果的に活用し、季節、旬に応じた茨城の観光資源（絶景、食、イベントなど）や特産品（県オリジナル品種、地域ブランド）などの情報をターゲットに応じて戦略的に発信します。

○首都圏ネットのテレビ局（在京キー局）を活用したPR（143,241千円）

- ①観光資源、特産品などの本県の魅力の情報発信を在京キー局で実施（毎週1回以上（本編2分他））  
※インターネット等での2次利用を展開
- ②在京キー局を中心とした魅力発信CMを放送  
・テーマを絞り30秒放送を集中的に実施（農産物など）



TVを中心とした魅力発信

○関東ローカルテレビ局を活用したPR

（17,380千円）

- ・情報番組の放送枠の買取りによるPR（千葉・埼玉・栃木・群馬の各ローカルテレビ局で実施）

○メディアタイアップ（4,075千円）

- ・旅行系テレビ番組（関西地区）との番組タイアップの実施

○インターネットメディアを活用したPR（68,612千円）

- ・動画共有サイト（ニコ動、Youtube等）、海外サイト、インフルエンサーを活用した動画配信
- ・インターネットTV（Abema等）でのCM放送
- ・番組公式SNSとの連携（番組告知等）、映像の2次利用（いばキラTV等での配信）

インターネットを中心とした魅力発信



42

## 第74回国民体育大会推進事業

【H31当初予算額 4,939,211千円】

国体・障害者スポーツ大会局総務企画課総務G (029-301-5394)

45年ぶりに本県で開催する茨城国体の成功と、全国から来県する選手・監督などの関係者をおもてなしの心で迎えるため、式典の運営、宿泊施設の確保、競技会運営への支援などを進めます。

### 1 大会概要

- ・開催期間：2019年9月28日～10月8日（11日間）
- ・正式競技：37競技（陸上競技、水泳、サッカー、テニス等）
- ・参加者数：約70～90万人（選手団、大会関係者、観覧者等）



### 2 実施内容

- ① 大会本体（県、実行委員会実施）の運営経費（2,660,198千円）
  - ・式典関係：総合開閉会式会場の設営、演技等の式典の実施、会場警備等
  - ・競技関係：競技記録の収集・速報、参加受付、表彰状・メダル作成等
  - ・輸送関係：各県選手団等の配宿、選手・観覧者等の輸送・交通対策等
  - ・県民運動：運営ボランティア活動支援、花いっぱい運動の実施等
  - ・広報関係：大会パンフレットの作成、文化プログラムの実施等
- ② 競技会（市町村実施）への運営費補助（2,279,013千円）
  - ・全市町村で実施する38競技（正式競技＋高校野球）等に補助



43

## 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業

【H31当初予算額 2,172,523千円】

国体・障害者スポーツ大会局障害者スポーツ大会課大会運営G (029-301-5409)

本県で開催する第19回全国障害者スポーツ大会において、来県者をおもてなしの心で迎え、誰もが安全で快適に大会を楽しむことができるよう、競技会場等のバリアフリー対策や宿泊・輸送対策、各種ボランティアの養成・確保などを進めます。

### 1 大会概要

- ・開催期間：2019年10月12日～14日（3日間）
- ・正式競技：13競技（陸上競技、水泳、車いすバスケットボール等）
- ・参加者数：約9万人（選手団、大会関係者、観覧者等）



### 2 実施内容

#### <式典・競技会場整備>

- ・開閉会式実施業務の委託
- ・会場のバリアフリー対策の実施（多目的トイレ、スロープ等）



#### <競技運営>

- ・リハーサル大会、本大会競技運営の委託
- ・競技用具の購入



#### <宿泊・輸送対策>

- ・障害者に配慮した宿泊施設への配宿
- ・障害特性に応じた輸送の実施



#### <ボランティアの養成・確保>

- ・各会場への情報支援ボランティアの配置
- ・選手団の案内、介助などを行う選手団サポートボランティアの配置



44

## 全国都道府県対抗eスポーツ選手権大会事業（新規）

【H31当初予算額 40,345千円】

国体・障害者スポーツ大会局総務企画課広報G（029-301-5402）

茨城国体の文化プログラムとして、全国初の取組となる都道府県対抗によるeスポーツ大会を開催することで、誰もが国体に参加し楽しめる環境を創出し、機運醸成を図るとともに、eスポーツを通じて本県のイメージアップや地域振興・産業振興につなげます。

### 1 大会概要

- 名称：全国都道府県対抗eスポーツ選手権 2019 IBARAKI  
 期間：2019年10月4日～6日（茨城県予選：4月～8月予定）  
 競技：ウイニングイレブン2019（サッカー）、  
 グランツーリスモSPORT（レース）、  
 ぷよぷよeスポーツ（パズル）  
 ※大会の運営にあたっては、日本eスポーツ連合、日本サッカー協会、  
 各ゲームメーカー等との連携協力のもとで推進



### 2 実施内容

- ①全国都道府県対抗eスポーツ選手権の開催（30,345千円）  
 ・茨城県予選（県内地区予選＋代表決定戦）：運営、映像配信等  
 ・決勝本大会：運営、映像配信、ドローイングイベントなど  
 ・大会と連動して行う茨城プロモーション：  
 本県プロモーションビデオの制作・配信、県産品等PRなど  
 ②eスポーツ振興・関連産業の創出に関する調査（10,000千円）  
 ・eスポーツに親しむ場づくり、人材育成、関連産業の育成など

45

## 東京オリンピック・パラリンピック推進事業

【H31当初予算額 716,484千円】

県民生活環境部オリンピック・パラリンピック課  
 企画G（029-301-2790）、サッカー競技G（029-301-2780）

本県における東京オリンピック・サッカー競技開催の成功に向けて、東京2020組織委員会等の関係機関と協力し、着実に準備を進めるとともに、市町村や関係団体等と連携して県内における聖火リレーの準備や、事前キャンプの積極的な誘致に取り組みます。

### 1 オリピック・パラリンピック競技大会の開催準備（685,320千円）

- ・「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議」の運営
- ・茨城県都市ボランティア研修の実施
- ・県内聖火リレー、ライブサイト（※）の準備
- ・機運醸成イベント（開催1年前イベント等）の開催
- ・シティドレッシング（フラッグ等による装飾）の実施計画策定

※ライブサイトとは  
 大会の公式事業で、大型スクリーンを使用した競技中継、  
 競技体験、ステージイベント等を実施



### 2 キャンプ誘致の促進（31,164千円）

- ・市町村に対するキャンプ誘致補助  
 <補助率>1/2（上限100万円）
- ・駐日大使館、各国競技連盟等に対するキャンプ実施の働きかけ
- ・ホストタウン交流事業（文化体験会等）の実施  
 （参考）事前キャンプ誘致意向市町村数：29市町村、県内ホストタウン登録件数：9件

46

## 都市間高速バスネットワーク強化事業（新規）

【H31当初予算額 57,700千円】

政策企画部交通局交通政策課地域交通G（029-301-2604）

県都水戸と国際研究学園都市つくばの都市間の交流・連携を促し、県域全体の活性化につなげていくとともに、インバウンドを含めた観光・ビジネス需要に対応するため、高速バスの増便実証実験に取り組み、交通ネットワークの強化を図ります。

### 1 高速バス増便実証実験（49,400千円）

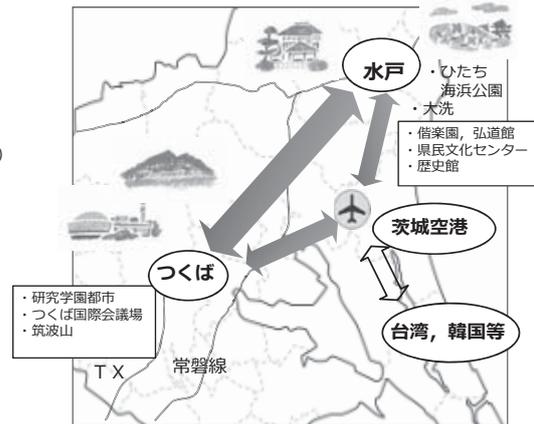
- 運行開始時期：2019年秋
- 対象ルート：①水戸・つくば間高速バス  
増便数（予定） 平日12便（6往復）、土日祝日8便（4往復）  
②茨城空港シャトルバス 各2便（1往復）  
台湾便接続（週2日）、韓国便接続（週3日）

### 2 利用促進の取組（6,300千円）

- 周知・PR展開
- 関係部局、事業者等との連携  
・観光周遊ルートの作成、バス利用者への特典等
- バスロケーションシステム導入

### 3 調査・検討、事業評価（2,000千円）

- 需要動向や利用実績の分析、利用者アンケート等を実施し、運行ルートやダイヤ等の見直しを検討





# 平成 31 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局  
平成 30 年 12 月 21 日

## 1. 通常収支分

### (1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、前年度を 0.6 兆円上回る 62.7 兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を 0.2 兆円上回る 16.2 兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

一般財源総額	62.7 兆円(前年度比+0.6 兆円、前年度 62.1 兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.7 兆円(同+0.4 兆円、同 60.3 兆円)
・ 地方税・地方譲与税	42.9 兆円(前年度比 +0.9 兆円、前年度 42.0 兆円)
・ 地方特例交付金・臨時交付金	0.4 兆円( 同 +0.3 兆円、同 0.2 兆円)
・ 地方交付税	16.2 兆円( 同 +0.2 兆円、同 16.0 兆円)
・ 臨時財政対策債	3.3 兆円( 同 ▲0.7 兆円、同 4.0 兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

### (2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- ・ 平成 31 年 10 月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、来年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

### (3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

- ・ 消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

### (4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

- ・ 緊急対策に係る事業費 1.2 兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円を計上

### (5) 地方財政の健全化

- ・ 地方財源不足が大幅に縮小し(③06.2 兆円→③14.4 兆円)、折半対象財源不足が解消(③0.3 兆円)
- ・ 臨時財政対策債は、前年度から 0.7 兆円抑制(③04.0 兆円→③13.3 兆円)

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税 0.4 兆円(前年度比▲0.0 兆円)を確保

## 歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		31年度 A	30年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地 方 税	40.2	39.4	0.7	1.9
	地 方 譲 与 税	2.7	2.6	0.1	5.3
	地 方 特 例 交 付 金 等	0.4	0.2	0.3	181.1
	地 方 交 付 税	16.2	16.0	0.2	1.1
	国 庫 支 出 金	14.4	13.7	0.8	5.6
	地 方 債	9.4	9.2	0.2	2.3
	臨時財政対策債	3.3	4.0	▲ 0.7	▲ 18.3
	臨時財政対策債以外	6.2	5.2	0.9	18.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.7
	雑 収 入	4.4	4.3	0.1	1.7
そ の 他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	5.0	
計		89.3	86.9	2.4	2.7
一 般 財 源 (水 準 超 経 費 を 除 く)		62.7	62.1	0.6	1.0
(水 準 超 経 費 を 除 く)		60.7	60.3	0.4	0.7
歳 出	給 与 関 係 経 費	20.3	20.3	0.0	0.1
	一 般 行 政 経 費	38.1	37.1	1.0	2.8
	う ち 補 助	21.1	20.2	0.9	4.5
	う ち 単 独	14.2	14.1	0.1	0.8
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	8.0
	公 債 費	11.9	12.2	▲ 0.3	▲ 2.4
	維 持 補 修 費	1.4	1.3	0.0	3.2
	投 資 的 経 費	13.0	11.6	1.4	12.1
	直 轄 ・ 補 助	6.9	5.8	1.1	18.9
	単 独	6.1	5.8	0.3	5.2
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	-	0.3	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	2.5	2.6	▲ 0.0	▲ 0.7
	水 準 超 経 費	2.0	1.8	0.2	10.3
計		89.3	86.9	2.4	2.7

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

# 平成 31 年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
平成 30 年 12 月 21 日

## I 平成 31 年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	89兆2,500億円程度	(30)86兆8,973億円、+2兆3,600億円程度、+2.7%程度)
② 地方一般歳出	73兆7,700億円程度	(30)71兆2,663億円、+2兆5,100億円程度、+3.5%程度)
③ 一般財源総額	62兆7,072億円	(30)62兆1,159億円、+ 5,913億円、+ 1.0%)
・水準超経費除き	60兆6,772億円	(30)60兆2,759億円、+ 4,013億円、+ 0.7%)
④ 地方交付税の総額	16兆1,809億円	(30)16兆 85億円、+ 1,724億円、+ 1.1%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	42兆8,756億円	(30)42兆 48億円、+ 8,708億円、+ 2.1%)
⑥ 地方特例交付金及び 臨時交付金	4,340億円	(30) 1,544億円、+ 2,796億円、+ 181.1%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆2,568億円	(30) 3兆9,865億円、▲ 7,297億円、▲ 18.3%)
⑧ 財源不足額	4兆4,101億円	(30) 6兆1,783億円、▲1兆7,681億円、▲ 28.6%)

### 2 東日本大震災分

#### (1) 復旧・復興事業

- |             |              |                                    |
|-------------|--------------|------------------------------------|
| ① 震災復興特別交付税 | 4,049 億円     | (30) 4,227 億円、▲ 178 億円、▲ 4.2%)     |
| ② 規模        | 1兆1,000 億円程度 | (30)1兆1,079 億円、▲ 100 億円程度、▲0.7%程度) |

#### (2) 全国防災事業

規模	1,058 億円	(30) 1,035 億円、+ 23 億円、+ 2.2%)
----	----------	-------------------------------

## Ⅱ 通常収支分

地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成30年度を0.6兆円上回る額を確保

### 1 地方財源の確保

一般財源総額 62兆7,072億円（前年度比 +5,913億円、+1.0%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆6,772億円（同 +4,013億円、+0.7%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.6%程度（3066.9%）

・ 地方税	40兆1,633億円（前年度比+7,339億円、+1.9%）
・ 地方譲与税	2兆7,123億円（同 +1,369億円、+5.3%）
・ 地方交付税	16兆1,809億円（同 +1,724億円、+1.1%）
・ 地方特例交付金	1,991億円（同 +447億円、+29.0%）
・ 臨時交付金	2,349億円（同 ー、皆増）
・ 臨時財政対策債	3兆2,568億円（同 ▲7,297億円、▲18.3%）

地方債 9兆4,282億円（前年度比 +2,096億円、+2.3%）

・ 臨時財政対策債	3兆2,568億円（前年度比 ▲7,297億円、▲18.3%）
・ 臨時財政対策債以外	6兆1,714億円（同 +9,393億円、+18.0%）
➤ 通常債	5兆3,814億円（同 +9,393億円、+21.1%）
➤ 財源対策債	7,900億円（同 0億円、0.0%）

## 2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆1,809億円（前年度比 +1,724億円、+1.1%）

【一般会計】	15兆5,510億円（a）
① 地方交付税の法定率分等	15兆2,877億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	15兆5,232億円
・ 国税減額補正精算分（㉔、㉕、㉖）	▲ 2,355億円
② 一般会計における加算措置（既往法定分等）	2,633億円
【特別会計】	6,299億円（b）
① 地方法人税の法定率分	6,876億円
② 交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000億円
③ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 792億円
④ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000億円
⑤ 平成30年度からの繰越金	4,215億円
【地方交付税】（a）＋（b）	16兆1,809億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝
地方交付税	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2

## 3 幼児教育の無償化に係る財源の確保

平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

・ 子ども・子育て支援臨時交付金（仮称） 2,349億円

## 4 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

- ・ 自動車税減収補填特例交付金（仮称） 226 億円
- ・ 軽自動車税減収補填特例交付金（仮称） 23 億円

## 5 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業費を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費を計上

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく直轄事業負担金及び補助事業費 1兆1,518億円
- ・ 緊急自然災害防止対策事業費 3,000億円

## 6 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、橋梁、都市公園等の長寿命化事業を対象に追加

- ・ 公共施設等適正管理推進事業費 4,800億円（<sup>㊸</sup> 同額）

## 7 重点課題対応分の拡充

地方財政計画の一般行政経費に計上している重点課題対応分について、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費を新たに計上し、増額

- ・ 重点課題対応分 2,700億円（前年度比 +200億円、+8.0%）
  - うち森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等 200億円（皆増）

## 8 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成 31 年度においても引き続き 1 兆円を確保

## 9 社会保障の充実及び人づくり革命

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2 兆 1,930 億円 (30 兆 8,659 億円)
- ・ 人づくり革命に盛り込まれた幼児教育の無償化等に係る事業費 4,839 億円 (皆増)

## 10 水道・下水道事業の広域化等の推進

水道・下水道事業における広域化等の推進及び着実な更新投資の促進を図るため、所要の地方財政措置を講ずる

## 11 財源不足の補填

平成 31 年度における財源不足額 4 兆 4,101 億円 (前年度比 ▲1 兆 7,681 億円、▲28.6%)

※ 折半対象財源不足を解消 (平成 30 年度 3,311 億円)

○ 平成 29 年度から平成 31 年度までの国と地方の折半ルールを適用したが、平成 31 年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,900 億円
- ② 地方交付税の増額による補填 3,633 億円
  - ・ 一般会計における加算措置 (既往法定分等) (※) 2,633 億円
  - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000 億円
- ③ 臨時財政対策債の発行 (既往債の元利償還金分) 3 兆 2,568 億円

(※) 一般会計における加算措置には、平成 29 年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するため地方交付税の総額に加算する 172 億円を含む。

## 12 地方財政の健全化

・地方財源不足の縮小	③〇	6兆1,783億円	→	③①	4兆4,101億円	(▲1兆7,681億円)
・折半対象財源不足の解消	③〇	3,311億円	→	③①	皆減	(▲3,311億円)
・臨時財政対策債の抑制	③〇	3兆9,865億円	→	③①	3兆2,568億円	(▲7,297億円)
・交付税特別会計借入金の償還	③〇	4,000億円	→	③①	5,000億円	(+1,000億円)

## Ⅲ 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	4,049億円
	(前年度比 ▲178億円、▲4.2%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,197億円
② 地方単独事業分	497億円
・単独災害復旧事業	162億円
・中長期職員派遣、職員採用等	335億円
③ 地方税等の減収分	356億円
・地方税法等に基づく特例措置分	312億円
・条例減免分	44億円

※ 平成31年度の所要額は、4,049億円であるが、予算額は年度調整分799億円を除いた3,250億円(平成30年度予算額：3,257億円)となる

※ 震災復興特別交付税の平成23～31年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は5兆163億円

## 幼児教育の無償化に係る財源の確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な財源を確保。
- ただし、平成31年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分（2,349億円）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金（仮称））を創設し、全額国費により対応。
- 平成32年度（2年目）以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。
- また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成31年度（初年度）及び平成32年度（2年目）の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（～平成35年度）に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

### <幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額>

（注）四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

（単位：億円）

法律上の位置付け （予定）	区分		財源負担割合			平成31年度所要額			
			国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	
施設型給付 （地域型保育給付含む）	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	-	-	10/10	818	0	0	818
子育て支援施設等 利用給付 （仮称）	<旧制度> 私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

※ 平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分（上表太線枠囲み部分：2,349億円）については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

### 1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

#### (1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

#### (2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

#### (3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

#### (4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

### 2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

#### (1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

##### 【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等

#### (2) 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

#### (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

#### (4) 事業費

0. 3兆円（平成31年度）

## 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

### (1) 対象事業等

下表のとおり、長寿命化事業の対象を拡充

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <b>長寿命化事業【拡充】</b> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業） （道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設） ※ 下線部分について拡充	90%	財政力に応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

### (2) 事業年度

①～⑤及び⑦は平成33年度まで

⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる）

### (3) 事業費

4,800億円（前年度同額）

## 水道・下水道事業の広域化等の推進

人口減少や施設の老朽化等に伴い、水道・下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化等の推進及び着実な更新投資の促進を図るため、地方財政措置を講ずる

(下線部分が主な拡充箇所)

### 1. 水道事業

#### (1) 広域化の推進

##### ① 広域化に係る事業に対する地方財政措置

###### i) 対象事業

複数市町村における広域化に伴い必要となる施設の整備について、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業も対象

###### ii) 財政措置

地方負担額の1/2に一般会計出資債(交付税措置率60%)、1/2に水道事業債(交付税措置なし)を充当

##### ② 都道府県の広域化に関する計画策定等に要する経費について普通交付税措置

#### (2) 着実な更新投資の促進

##### ① 水道管路耐震化事業(※)について、期限を平成35年度まで5年間延長

※通常事業分(過去3カ年の事業費の平均)に上積みして実施する事業費に係る地方負担額の1/4に一般会計出資債(交付税措置率50%)、3/4に水道事業債(交付税措置なし)を充当

##### ② ①のうち、経営条件の厳しさを示す指標等が一定水準以上の団体については、上積み事業費に係る地方負担額の1/2に一般会計出資債(交付税措置率50%)、1/2に水道事業債(交付税措置なし)を充当

### 2. 下水道事業

#### (1) 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

##### ① 対象事業

複数市町村及び市町村内における広域化・共同化に伴い必要となる施設(終末処理場、接続管渠等)の整備

##### ② 財政措置

地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置(通常の建設改良事業においては16～44%(事業費補正分))

##### (2) 都道府県の「広域化・共同化計画」策定等に要する経費について普通交付税措置

※ このほか、上水道・下水道事業において、事業統合に伴い、高料金対策・高資本費対策の措置額が統合前の合算額を下回る場合について、激変緩和措置を講ずる。

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分		平成31年度 (見込)	平成30年度
歳 入 合 計 ①		892,500 程度	868,973
地 方 税 ②		401,633	394,294
地 方 譲 与 税 ③		27,123	25,754
地 方 特 例 交 付 金 等 ④		4,340	1,544
地 方 交 付 税 ⑤		161,809	160,085
地 方 債 ⑥		94,282	92,186
うち臨時財政対策債 ⑦		32,568	39,865
復 旧 ・ 復 興 事 業 分 ⑧		▲ 90	▲ 77
全 国 防 災 事 業 分 ⑨		▲ 312	▲ 306
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	627,072	621,159
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	66.6% 程度	66.9%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.6% 程度	10.6%

（参考）

- 地方の借入金残高 194兆円程度（平成31年度末見込み）  
（東日本大震災分を含む）  
※平成30年度末見込み 196兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 31.1兆円（平成31年度末見込み）  
※平成30年度末見込み 31.6兆円

## 1. 平成31年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

	平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)	
歳 入	地方税	401,633 億円	394,294 億円	1.9 %
	地方譲与税	27,123 億円	25,754 億円	5.3 %
	地方特例交付金等	4,340 億円	1,544 億円	181.1 %
	地方交付税	161,809 億円	160,085 億円	1.1 %
	地方債	94,282 億円	92,186 億円	2.3 %
	うち臨時財政対策債	32,568 億円	39,865 億円	▲ 18.3 %
	復旧・復興事業 一般財源充当事業分	▲ 90 億円	▲ 77 億円	16.9 %
全 一 般 財 源 充 満 事 業 分	▲ 312 億円	▲ 306 億円	2.0 %	
歳入合計	約 892,500 億円	約 868,973 億円	約 2.7 %	
「一般財源」 (水準超経費を除く)	627,072 億円	621,159 億円	1.0 %	
	606,772 億円	602,759 億円	0.7 %	
歳 出	給与関係経費	約 203,300 億円	203,144 億円	約 0.1 %
	退職手当以外	約 187,700 億円	187,313 億円	約 0.2 %
	退職手当	約 15,600 億円	15,831 億円	約 ▲ 1.5 %
	一般行政経費	約 380,800 億円	370,522 億円	約 2.8 %
	うち補助分	約 211,400 億円	202,356 億円	約 4.5 %
	うち単独分	約 141,800 億円	140,614 億円	約 0.8 %
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち重点課題対応分	2,700 億円	2,500 億円	8.0 %
	公債費	約 119,100 億円	122,064 億円	約 ▲ 2.4 %
	維持補修費	約 13,500 億円	13,079 億円	約 3.2 %
	投資的経費	約 130,200 億円	116,180 億円	約 12.1 %
	うち直轄・補助分	約 69,100 億円	58,104 億円	約 18.9 %
	うち単独分	約 61,100 億円	58,076 億円	約 5.2 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000 億円	- 億円	皆増
	公営企業繰出金	約 25,400 億円	25,584 億円	約 ▲ 0.7 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,400 億円	15,846 億円	約 ▲ 2.8 %
	水準超経費	20,300 億円	18,400 億円	10.3 %
	歳出合計	約 892,500 億円	約 868,973 億円	約 2.7 %
(水準超経費を除く)	約 872,200 億円	850,573 億円	約 2.5 %	
地方一般歳出	約 737,700 億円	712,663 億円	約 3.5 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

## 2. 平成31年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

### (1) 復旧・復興事業

項 目		平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	4,049 億円	4,227 億円	▲ 4.2 %
	国庫支出金	約 6,800 億円	6,688 億円	約 1.7 %
	地方債	12 億円	32 億円	▲ 62.5 %
	一般財源充当分	90 億円	77 億円	16.9 %
計		約 11,000 億円	11,079 億円	約 ▲ 0.7 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 10,000 億円	9,817 億円	約 1.9 %
	地方単独事業費	853 億円	1,026 億円	▲ 16.9 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	356 億円	403 億円	▲ 11.7 %
	計	約 11,000 億円	11,079 億円	約 ▲ 0.7 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

### (2) 全国防災事業

項 目		平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	745 億円	728 億円	2.3 %
	一般財源充当分	312 億円	306 億円	2.0 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %
歳 出	公債費	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %
	計	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参考)

## 平成31年度地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	402,378 億円	395,022 億円	1.9 %
	地 方 譲 与 税	27,123 億円	25,754 億円	5.3 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	4,340 億円	1,544 億円	181.1 %
	地 方 交 付 税	165,858 億円	164,312 億円	0.9 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	161,809 億円	160,085 億円	1.1 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,049 億円	4,227 億円	▲ 4.2 %
	地 方 債	94,294 億円	92,218 億円	2.3 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	32,568 億円	39,865 億円	▲ 18.3 %
歳 入 合 計		約 904,600 億円	881,087 億円	約 2.7 %
「 一 般 財 源 」		632,268 億円	626,497 億円	0.9 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,300 億円	203,144 億円	約 0.1 %
	退 職 手 当 以 外	約 187,700 億円	187,313 億円	約 0.2 %
	退 職 手 当	約 15,600 億円	15,831 億円	約 ▲ 1.5 %
	一 般 行 政 経 費	約 380,800 億円	370,522 億円	約 2.8 %
	う ち 補 助 分	約 211,400 億円	202,356 億円	約 4.5 %
	う ち 単 独 分	約 141,800 億円	140,614 億円	約 0.8 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 重 点 課 題 対 応 分	2,700 億円	2,500 億円	8.0 %
	通 常 公 債 費	約 119,100 億円	122,064 億円	約 ▲ 2.4 %
	維 持 補 修 費	約 13,500 億円	13,079 億円	約 3.2 %
	投 資 的 経 費	約 130,200 億円	116,180 億円	約 12.1 %
	分 うち 直 轄 ・ 補 助 分	約 69,100 億円	58,104 億円	約 18.9 %
	分 うち 単 独 分	約 61,100 億円	58,076 億円	約 5.2 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000 億円	- 億円	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,400 億円	25,584 億円	約 ▲ 0.7 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 15,400 億円	15,846 億円	約 ▲ 2.8 %
	水 準 超 経 費	20,300 億円	18,400 億円	10.3 %
	大 東 日 本 震 災 復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 11,000 億円	11,079 億円	約 ▲ 0.7 %
全 国 防 災 事 業 費	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %	
歳 出 合 計		約 904,600 億円	881,087 億円	約 2.7 %
地 方 一 般 歳 出		約 748,700 億円	723,729 億円	約 3.4 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

( 参 考 1 )

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和58年度	0.9	0.2	▲ 0.1	▲ 4.9
59	1.7	0.3	6.8	▲ 3.9
60	4.6	3.5	10.6	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 ( 6.5 )	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
31	2.7	3.5	1.9	1.1

(注1) ( ) 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

( 参 考 2 )

## 地 方 債 等 関 係 資 料

年 度	地 方 債 額 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和59年度	47,602	▲2,409	9.9	55
60	39,500	▲8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201
26	105,570	▲5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲6,402	10.3	198
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	196程度 (見込)
31	94,282	2,096	10.6	194程度 (見込)

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木博久 (代表理事)	監事	清水瑞祥
副理事長	黒江正臣	監事	飯田正美
副理事長	帯刀治	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	柴山章
理事	堀良通	研究員	菅谷毅
理事	佐川泰弘	研究員	大高みよ
理事	菊池正則	研究員	有賀絵理
理事	石松俊雄	研究員	本田佳行
理事	今井路江	研究員	横田能洋

---

自治権いばらき

No.133 2019年7月15日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター  
 水戸市桜川2-3-30 自治労会館内  
 TEL 029-224-0206  
 編集・発行人 鈴木博久  
 印刷 コトブキ印刷株式会社  
 水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000